

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

(2月21日)
(第2号)

第2号
2月21日

平成24年第1回

三重県議会定例会会議録

第2号

○平成24年2月21日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成24年2月21日（火）午前10時開議

- 第1 議案訂正の件
- 第2 県政に対する質問
〔代表質問〕
- 第3 議案第1号から議案第74号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案訂正の件
- 日程第2 県政に対する質問
- 日程第3 議案第1号から議案第74号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	51名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博

7	番	石	田	成	生
8	番	大	久保	孝	栄
9	番	東			豊
10	番	中	西		勇
11	番	濱	井	初	男
12	番	吉	川		新
13	番	長	田	隆	尚
14	番	津	村		衛
15	番	森	野	真	治
16	番	水	谷	正	美
17	番	杉	本	熊	野
18	番	中	村	欣	一郎
19	番	小	野	欽	市
20	番	小	林		聡
21	番	小	林	正	人
22	番	小	野	英	介
23	番	中	川	康	洋
24	番	今	井	智	広
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	辻		三	千宣
28	番	笹	井	健	司
29	番	稲	垣	昭	義
30	番	北	川	裕	之
31	番	舘		直	人
32	番	服	部	富	男
33	番	津	田	健	児
34	番	中	嶋	年	規

35	番	竹 上	真 人
36	番	青 木	謙 順
37	番	中 森	博 文
38	番	前 野	和 美
39	番	水 谷	隆
40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主査)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木英敬
副知事	安田敏春
副知事	江畑賢治
政策部長	小林清人
総務部長	植田隆
防災危機管理部長	大林清
生活・文化部長	北岡寛之
健康福祉部長	山口和夫
環境森林部長	辰己清和
農水商工部長	渡邊信一郎
県土整備部長	北川貴志
政策部理事	梶田郁郎
政策部東紀州対策局長	小林潔
政策部理事	藤本和弘
健康福祉部理事	稲垣清文
健康福祉部こども局長	太田栄子
環境森林部理事	岡本道和
農水商工部理事	山川進
農水商工部観光局長	長野守
県土整備部理事	廣田実
企業庁長	東地隆司
病院事業庁長	南清
会計管理者兼出納局長	山本浩和
教育委員会委員	岩崎恭典
教育長	真伏秀樹

公安委員会委員
警察本部長

谷川 憲三
斉藤 実

代表監査委員
監査委員事務局長

植田 十志夫
長谷川 智雄

人事委員会委員長
人事委員会事務局長

飯田 俊司
堀木 稔生

選挙管理委員会委員

宮 寄 慶一

労働委員会事務局長

小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本教和） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

知事から、会議規則第15条第2項の規定により、議案訂正の申し出がありましたので、お手元に配付いたしました。

次に、今期定例会に提出されました議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第30号及び議案第49号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおりの意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、今期定例会に提出されました議案第20号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定により教育委員会の意見を求め

ましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、今期定例会の開会日までに受理いたしました請願はございませんでした。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。以上で報告を終わります。

議案の訂正について

件 名 議案第2号 平成24年度三重県県債管理特別会計予算

訂正内容

第3条及び第3表を追加する。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 12,742,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	12,742,000			

訂正理由

記載漏れによる。

人委第 246 号

平成24年 2 月20日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条の規定による条例に対する意見について

平成24年 2 月15日付け三議第197号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第26号 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第27号 三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第29号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第49号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙 1

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、県の厳しい財政状況を考慮し、一般職員の給料を減額するための特例を定めるものです。

この措置は、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、昨年11月の人事委員会勧告において、給与勧告制度に基づかない管理職員に対する給与の減額措置の早期解消を強く要望したにもかかわらず、今回、一般職員に対しても給与の減額措置を行うことは誠に遺憾であります。

本委員会としては、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを望みます。

別 紙 2

三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、危機管理に関して総合的な調整を行う職を設置することに鑑み、当該職を占める職員の給料月額等について規定を整備するものであり、適当と認めます。

別 紙 3

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、東日本大震災に対処するために派遣する職員の作業環境の特殊性に鑑み、危険作業手当及び警察特種業務手当の特例等を定めるものであり、適当と認めます。

別 紙 4

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の週休日の確保等の観点から、週休日に勤務日の半日に相当する勤務をした場合の勤務時間の割振り変更に関し所要の規定を整備するものであり、適当と認めます。

教委第20-370号

平成24年2月17日

三重県議会議長 山本 教和 様

三重県教育委員会委員長 丹保 健一

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項の規定に基づく条例案に対する意見について

平成24年2月15日付三議第198号により照会のありました下記の条例案については、適当と認めます。

記

議案第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案

議 案 の 訂 正

○議長（山本教和） 日程第1、議案訂正の件を議題といたします。

去る2月15日、知事から提出されました議案第2号平成24年度三重県債管理特別会計予算について、同日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。議案第2号の訂正については、会議規則第15条第1項の規定により、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本教和） 御異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定いたしました。

代 表 質 問

○議長（山本教和） 日程第2、各会派の代表による県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。41番 前田剛志議員。

〔41番 前田剛志議員登壇・拍手〕

○41番（前田剛志） 皆さん、どうも、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、津市選出の前田剛志でございますが、新政みえを代表しまして、70分間質問をさせていただきたいと思っております。

質問へ入らせていただく前に、ちょうど昨日の日曜日に第5回的美し国三重市町対抗駅伝が行われました。（PR用ファイルを示す）ちょうど使わせていただいておりますが、全市町の参加のもとで、晴天のもと、盛会に行わ

れた事業でございました。知事も、ブログの中でも有意義な大会であったという評価もしながら、いろいろとコメントもいただいております。ところが、本事業におきましては、昨年の三重県版事業仕分けの結果の中では再検討でございました。目的をスポーツ等に明確化する中で、来年度も当初予算の中で上げられ実施をされるということでございます。このことはまさに行政事業の費用対効果の判断の難しさをいま一度考えさせられた事業ではなかったのかなと、そのように思っているところでございます。

本日は限られた時間でございますので、当面の県政の重要課題について鈴木知事に初めて議会で質問をさせていただく機会でございますので、前向きな、簡潔な御答弁を御期待申し上げ、早々質問に入らせていただきたいと思います。

まず、最初に、みえ県民力ビジョンについてお伺いをいたします。

本県の新総合計画であるみえ県民力ビジョンと、中期の戦略計画である4年間のみえ県民力ビジョン・行動計画が本議会に議案として上程されたところでございます。

本計画は、知事の思いや選挙戦のときにお訴えをいただいた公約等を形に編集されたものであると思っております。いわば、知事としての県民の皆様へのマニフェストになるものではないかと思えます。

そのことから、本計画の審議をさせていただくに当たり、知事の選挙公約である、こちらでございますが、（現物を示す）未来展望みえの会の政策集との確認、あるいは、知事として10カ月間活動いただいてきた知事の活動等を総括しながら議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

まず、1点目は、知事の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思えます。

昨年春の選挙前に政策集をつくられた、知事に就任される前と、約1年間、10カ月間、三重県の最高責任者として県下各地をはじめ海外へも精力的に行動され、防災対策をはじめ経済対策や予算編成等の知事職を遂行されてみえました、10年後の三重県を創造するための本計画を立案いただいた現在との

県政に対する認識の違いがあれば、まずはお聞かせいただきたいと思います。

また、本会議の知事提案説明の中で、10カ月間の取組の経過の中で改善すべき点や残された課題にしっかりと対処し、県民の皆様にも成果を届けることができるようにとのことでありましたが、知事が考えてみえる具体的な改善すべき点、あるいは残された課題とは何なのか、または、来年度にどう対応されるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目は、みえ県民カビジョン・行動計画についてであります。

行動計画につきましては、平成24年から27年までの4カ年の中期戦略であります。政策集も、4年間で新規に着手するもの、あるいは、既存の政策や事業を見直すもの、さらには、実現の目標や方向性を示したものであるという定義がございます。したがって、政策集の項目で今回の行動計画に記載されていない内容につきましては、4年間に実現が困難な状況ではないかと思われまます。そのことから、政策集でお訴えいただいた公約であるならば、行動計画に反映されなかった項目について、内容と理由を明らかにして説明責任を果たすべきだと考えますが、御見解をお聞かせいただければと思います。

また、行動計画の4年間の中期財政見通しが示されたところでございますが、平成26年度末の県債残高を平成23年度末より減少を目標とした、仮定のフレーム試算でございます。同時に、県の行財政改革の取組も最終案が提示されたところではありますが、大部分がこれから検討していくといったような内容でございます。

そこで、初めての新年度予算編成の中での経験を踏まえられて、4年間の行動計画を着実に実行していくことを大前提に、一般行政経費の公共事業の年3%の削減、施策別配分の年10%の削減は、自然体による歳出額と比較をしてみますと、平成25年度から27年度までの3カ年間の単純な累計によりまますと428億円もでございます。かつ、平成33年の国体への準備、あるいは、海岸・河川堤防改修等の防災対策の取組等々の大きな増加見込みもあろうかと思えます。現実的にこの削減対応が可能と思われるのか、御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

さらには、一般行政経費を3カ年で428億円もの大幅な削減が仮に実現したとしても、要調整額が平成25年度で59億円、26年度が100億円、27年度においては124億円と、3カ年単純合計で283億円であります。この解消には総人件費の抑制も含まれるとの全員協議会での説明ではございましたが、具体的にどう対応されるお考えなのか、お聞かせをいただければと思います。

あわせて、政策集の中にも総人件費を2割削減するとございます。御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

最後に、予算編成方法も、包括配分制度の限界を感じられ、有識者の意見を聞き、国内外の事例を参考に見直しを行うとのことですが、私もちょうど昨年の3月に、予算決算常任委員会の総括質疑で、野呂知事でいらっしやいましたが、前知事と議論をさせていただきました。その中で、包括配分制度の見直しの提案もさせていただきました。内容としましては、非常にめり張りをつけた選択と集中をしていかなければいけない、包括配分方式の中で、非常に難しさも、いい面もありますし難しさもある、その中で、よりオール県庁での優先順位づけをしていってはどうか、各部局での事業別の優先順位をつけながらオール県庁でのすり合わせをしてはどうか、そういった提案でございました。鈴木知事の御見解がございましたら、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

最後に、国内外の先駆的な事例が何かございましたら、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

前田議員には、私が初めて就任させていただいたときの議案質疑で1度対戦をさせていただきましたが、本格的にやらせていただくのは今日が初めてでありますので、しっかりと答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、御質問いただきました点に関しまして順次答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、みえ県民力ビジョンに関連しまして、私が知事に就任をして、就任前とのイメージの違い、あるいは、知事提案説明で触れました改善すべき点、残された課題とは具体的には何なのか、この点について、まず、少し就任後も振り返りながら答弁させていただきたいと思います。

就任後を振り返りますと、緊張の連続で、あっという間の10カ月間でありました。知事として県民の皆さんの負託を受け、実際に県政の運営に当たることによって、その職責の重さを改めて実感するとともに気づかされたことがあります。また、自ら現場に足を運び、自分自身の目で見、現場の方々の声に直接耳を傾けることで初めてわかったこともあります。

知事提案説明においても一部触れましたが、これまでみえ県民力ビジョンをはじめとした、エネルギー、行財政改革、観光、産業振興、教育などの各種ビジョンの策定や議論の着手、あるいは台風12号への対応、熊野尾鷲道路の新規事業着手、県産牛の全頭検査、あるいは全国に先駆けた緊急地震行動計画、津波浸水予測図、あるいはトップセールスによる企業誘致、あるいは数十年間放置されてきた木曾岬干拓地の利用転換への第一歩の決断など、一定の成果を出すことができたものもあります。

一方で、先ほども少し触れましたイメージの違い、あるいは改善すべき点、残された課題、こういうものの主なものといたしましては、県政全体という観点でいけば予想以上に厳しく硬直化している財政状況、危機管理対応については、マニュアル等は一定整備されているものの実働面での弱さ、あるいは、産業や経済などの三重の魅力や強みが予想以上に十分国内外に伝わっていない、そして、職員はとても優秀なんですけれども、どうしても、行政特有のというか、組織に存在する価値観やカルチャーが新たな挑戦などを阻んでいる状況、こういうものがあるかなと考えておりますし、また、少し手法の面で自分なりの反省を込めて申し上げれば、職員ともう少し対話をしっかりとする機会をとっていかなければならなかったなということ、それから、市町の方々とは、何か事情変更や新しい物事をやるというときにはもっともっと丁寧に、あらゆるレベルで意思疎通をし、議論、意見交換を重ねていか

なければならない、そういうことも感じているところであります。

以上のようないろいろ残された課題などございますが、知事提案説明でも触れさせていただきましたけれども、平成24年度、防災、危機管理、産業・経済の活性化、教育、スポーツ、行財政改革に特に力を入れていきたいと考えており、改善すべき点や残された課題にしっかりと対処し、県民の皆さんに成果を届けることができるようにしていきたいと考えております。

続きましては、政策集のうち、行動計画に反映されなかった項目について、今後どう対応をしていくのかということでもあります。

今回策定いたしましたみえ県民力ビジョン・行動計画は、平成24年度から27年度までの4年を計画期間とするものであります。一方、私の選挙の際に作成をいたしました政策集は、県政のすべての分野を網羅したものではありませんが、4年間の知事の任期において優先的に取り組みたい事項として、新規に着手するものや既存の政策、事業を見直すもの、実現の目標や方向性を示したものを掲げたものであります。

なお、抽象的な記述にとどまっているものについては、就任後、現場を確認した上で、職員の皆さんとも相談しながらベストの手法で実行していくということも明記させていただいたところであります。

政策集は私の県民の皆さんへのお約束であることから、みえ県民力ビジョンや行動計画の策定に当たって配慮してきたところであります。政策集の中で最重点課題に掲げた「明日は我が身の気持ちで万全の備えを」、「命の格差は許さない」など14の項目と、「すごいやんか、三重」として掲げた七つの項目については、施策や選択・集中プログラムに位置づけ、おおむね反映させることができたと考えております。

一方で、政策集のもののうち、行動計画において方針を示すなど一定の方向性を示すにとどまったもの、あるいは具体的な記述までには至らなかったもの、または、明記はしていなくても事務事業レベルで実施するものなど、様々な種類のものがあります。こうしたものにつきましては、今後の県政運営や毎年の予算編成の中で実現に向けて努力していきたいと考えております。

なお、達成度の説明ということでは、4年のうちには必ず実施すべきものであると認識しておりますとともに、おおむね盛り込ませていただいている行動計画の中で一定の記載のあるものについては、毎年度公表する成果レポートで一定お示しすることができると考えております。

続きまして、財政見通しの件であります。一般行政経費の公共事業の年3%の削減や、施策別財源配分経費の年10%の削減、国体や防災対策、いろいろある中で現実的に可能であるのかどうかという御質問に対する答弁でございます。

みえ県民力ビジョン行動計画の計画期間中の4年間においては、社会保障関係経費と公債費が合わせて毎年約100億円ずつ増加し、退職手当も200億円を超える高い水準で推移することなどから、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。このため、財政見通しでは、平成26年度末の県債残高を平成23年度末よりも減少させることを前提に、一般行政経費のうち公共事業は年3%、施策別財源配分経費は年10%削減するという見通しをお示ししましたが、これは、様々な財政制約がある中で、県民の皆さんにより多くのサービスを提供できる試算をお示したものです。

財政見通しは今後の国の地方財政対策や景気の動向等により変わり得るものですが、将来世代に負担を先送りしないためには一定の歳出削減が必要であり、また、しなければならぬと考えております。

いずれにいたしましても、一般行政経費をはじめ歳出の見直しについては毎年度の予算編成作業の中で検討することとしていますが、選択・集中プログラムについては、行政経営資源を効率的、効果的に投入する観点から、重点的に予算措置を行うなど、メリ張りのある取組を行うとともに、あらゆる財源確保に向けた取組や徹底した事務事業の見直し、総人件費の抑制など、行財政改革取組に基づき着実な財政運営を行っていきたくと考えております。

続きまして、予算編成プロセスの関係でありますけれども、前田議員から御提案いただきました包括配分制度の見直しなどの点であります。あわせて国内外の先駆的な事例ということでもありますけれども、前田議員から御指摘

もいただきました、いわゆる包括配分制度につきましては、平成24年度当初予算の編成に当たって、当初予算調製方針でお示したとおり厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源で真に優先すべき政策課題に対応するため、従来の制度を見直し、重点的な取組枠についても新たに対象に加え、政策的な経費全般に拡大するとともに、別枠で選択・集中プログラム特別枠を設定し、施策の重点化を図ったところです。

私は、包括配分制度は、各部局に一定額を配分し、各部長が責任を持って県民の皆さんのニーズや実態を的確に把握し、サービスを提供していくという意味では、よい制度、一定のメリットのある制度だと思えますが、一方で、厳しい財政状況等により包括配分予算を削減する場合に、一律に薄く広く削減する方策がとられるなど、メリットとデメリットの両方があると考えております。

今回、私が初めて取り組んだ当初予算の編成に当たっては、選択・集中プログラム特別枠について、すべての事業の精査を行うなど、1月半ば以降、相当な時間をかけて予算編成作業を行い、県民の皆さんに成果を届けられる事業の構築に努めてきたところであります。

また、極めて厳しい財政状況の中でも、特に防災、危機管理、医療、産業振興、観光、教育、スポーツなど、三重県をパワーアップさせていくような取組には、行財政資源の選択と集中を図り、メリハリのある予算編成に努めたところであります。

しかし、今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、現在のようなやり方には限界があり、三重県行財政改革取組においてお示したとおり、限られた財源を的確に配分するため、予算編成プロセスをより効果的、効率的なものとするよう見直しを行う必要性を改めて感じたところであります。

地方自治体においては、国から地方財政計画等が示されないで予算編成作業ができない、こういう一定の制約はあるものの、地方独自でも改善できる場所は必ずあると思っております。

平成24年度に予算編成プロセスの検証を行うとともに、他府県や海外での

事例を調査し、さらには、三重県行財政改革専門委員会委員等有識者の意見も参考にしながら新しい予算編成プロセスのあり方について検討し、平成25年度当初予算編成から活用していきたいと考えております。

これまで、例えば大阪府であるとか、埼玉県とか、地方自治体でも予算編成プロセスの検証をやっています。あわせて国でも、内閣府、あるいは財務省、あるいはその研究所においても予算編成プロセスの検証を行っています。また、海外の、アメリカ、フランス、オランダ、カナダ、そういうところの検証をしている例などもあります。こういう様々な研究や検証、こういうものも参考に検討を行っていききたいと考えております。

いずれにしましても、右肩上がりの時代に、要は税收増加も成長も、そういうのが見込まれている時代にやってきた方法と同じ手法をとるというのは限界があるんじゃないかというふうに感じております。歳出確保というものを中心に、そこから物を見ていくという、そういう予算編成プロセスというのは非常に難しい点があるなと感じております。

そういうような問題意識や論点を、庁内、あるいは市町、もちろん議会の皆さん、そして有識者、企業の経営者の皆さん、そういうような方々からいろいろ出していただいて議論をしていきたいと思っておりますし、包括配分制度についても、前田議員からの御提案もしっかりと参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

失礼しました。1点漏れがありましたので、再度答弁をさせていただきたいと思えます。

3カ年で283億円発生する見込みの要調整額の解消と人件費の関係、あるいは政策集に掲げた総人件費の2割削減についての部分でございます。

財政見直しにおいては、現時点で見込まれる歳入と歳出との差額を要調整額とし、平成25年度以降の3カ年で283億円が見込まれるとしています。各年度の予算編成作業において生じる要調整額の解消に向けては、基金の取り崩しや県債残高への影響を注視しながらも、可能な限り発行可能な地方債を

活用するなど、あらゆる歳入確保策を講じるとともに、歳出についても徹底した事務事業の見直しや総人件費の抑制などに取り組むことで、今後調整していきたいと考えております。

私の政策集に掲げさせていただいていた総人件費の2割削減については、厳しい財政状況の中で県民の皆さんが納められた貴重な税金を真に必要な政策的経費に充てていこうとするものであり、三重県行財政改革取組（最終案）でお示しした職員数の見直しや給与の見直しをはじめ、考えられるあらゆる方法を尽くして私の任期内にやり遂げたいと考えております。

大変失礼しました。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） 一通りの御答弁をいただきました。整理をしながら再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、認識のギャップといいますか、その部分から入らせていただきますと、想像以上に財政が厳しいということでしたが、特に災害対応を含めながら、今年度の大きな支出という部分の中で、より厳しさが増してきておるのかなというふうに思っております。ただ、前野呂知事との、ちょうど3月の予算決算常任委員会の総括質疑の中でも、野呂知事としては健全財政だということを自信を持って主張してみえました。逆に、私は、緊急経済対策のために借金をしてでも景気対策に取り組むべきだ、そういう総括質疑をさせていただいた記憶がございます。

ちょうど三重県もホームページの中で、（資料を示す）「投資家の皆さまへ」という県の財政状況の資料をアップしております。その中の県債IR情報でございますが、三重県として非常に財政状況がよい、（資料を示す）この順番でいくと8番目に入るとというのが示されております。二、三、指標を使わせていただきますと、実質公債費比率／財政力指数においては、32の公募団体の中で11番目である、あるいは、将来負担比率／財政力指数についても8番目である、地方債残高についても7番目であるという数字でございます。

財政としてメリハリをつけながら余裕がないというのは私も肌で感じております。ただ、全国的に見てみると、これまでも国と違い地方の財政というのは小さいパイの中でかなり試行錯誤しながら苦勞して健全財政に努めてきていた、でも、右肩上がりの時代から右肩下がりの時代に、そして、少子、少ない人数で多くの方を支えていかなければいけない、そういう状況の中で、より厳しさが増してきているんだと認識しておるところでございます。少し知事との認識の違いがございますが、まず、その点について、今公表されてみえる指標も含めながら、県の財政について、厳しいのは十分私も承知しております、一方で、全国比較を含めながらそういった部分についてどうお考えなのか、御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

それとともに、改善点についてでございます。知事からも御答弁をいただきましたが、職員の方との対応、あるいは市町との連携、やはりその2点が大きな部分なのかなと思ひております。特に職員の対応については、知事1人が幾ら頑張っても、トップセールスをしようが何をしようが、やはり総合力というのは知れておるのかな、職員の皆さんがやる気になって総合力を発揮すること、それが三重県としての本当の総合力を発揮していくことだと思ひております。検討課題の中で挙げられてみえたので、来年度の行革の取組の中にもございますし、ぜひとも総合力を発揮いただくことを御要望したいと思ひます。

それとともに、市町との連携についてでございますが、やはり意思疎通というのが課題なのかなと思ひます。ここ最近においては、放課後児童クラブの運営補助金マイナスの削減ということで、事前説明もなく唐突な通告という形でもございます。さらには、アンテナショップにおいてもすべての市町の方が参加いただけていない。あるいは、これから来年度、県民センターの見直しを実施していくわけでございますが、その部分の中でも権限移譲も余り進んでいないのかな。そういった部分も含め、やはり市町の皆さんといかに課題を共通し同じ方向に向かってやっていけるのか。みえ県民力ビジョンをつくり、行動計画をつくり、県が幾ら頑張っても市町が理解していただ

いていなければ実行力としては到底十分なものが出せていけない。だから、職員と市町の協力、そこはどうしても欠かせない部分だと思えます。この部分は知事も認識をしていただいておりますので、御要望にとどめさせていただきたいと思えます。

もう1点聞かせていただきたいのが、やはり財政の関係でございます。

県債の残高の抑制という部分でございますが、将来に先送りをしない、当然のことでございますし、そうすべきだと思っております。ただ、全体の予算状況を見る中で、資本として投資したものであるならば、ある程度将来の方が御負担いただく部分も当然あっていいはずだと思っております。安易に先送りする必要はないんですが、減少に向けて取り組む一つの目安だという表現を使っているんですが、理解するところもあるんですが、やはりそのバランスが、是が非でも下げていくんだということではなく、そのバランスが大事なのではないかなと思っております。その部分について、先ほどの県債の財政指標も含めながらあわせてお聞かせもいただければと思えます。

そして、人件費については非常に大きな削減でございますが、現時点で取り組んでいくということでございますので、具体的な内容も含めながら、これからまた十分に論議もさせていただきたいと思えます。

それと、最後に要望で、政策集でございますが、現時点でまだギブアップはしにくい部分もあろうかと思えます。ただ、ある程度、外から見ていて違った部分もあるのではないかなと思えます。そのところは勇気を持って、できないことはできないという部分の中で説明を果たしていただければと思えます。その部分は要望にしますので、財政の部分のみお答えをいただければと思えます。

○知事（鈴木英敬） 財政についてでありますけれども、立脚する点が少し、議員とは立場がもしかしたら違うのかなと思えます。その指標で見られる一定の幾つかの比率が、現時点、あるいは過去の時点においては一定のよさがあったかもしれないですけれども、私の答弁の中でも説明しましたように、毎年100億円ずつ社会保障関係経費が増える、退職手当が200億円いくという

ような状況の中で、本当に三重県の今ある課題をそのまま放置して三重県が衰退していくということでもいいならそのままでもいいですけども、そうじゃなくて、一個一個課題を手を打って行って、まだまだ三重県で十分魅力が発揮できていないところとか、あるいは安全性を確保しなければならない点について対処していくという観点から考えれば、本当に幅が狭いなど。そういうような将来にわたってこれからの三重県をどうしていくかという観点で、その財源というもの、財政というものが大変厳しいという、将来に向かって特に厳しさを感じているということでもありますので、そういう立脚する視点の違いがあるのかなというふうには思います。

それから、他県との比較であります、私は常々申し上げておりますけれども、企業で、別に他社と比べてどうだからうちの経営状況をこうするとかいうのはないと思うんですね。他県と比較することに余り意味はないと私は思いますが、とにかくこの三重県の中の課題をどう対応していくか、そのために必要十分な財源であるか、財政であるかということが私は重要であると思っておりますので、そういうような財政についての認識であります。

それから、県債の関係でありますけれども、確かに資本ということでは将来の皆さんにも一定の利益が行きますので、そういう形の考え方もいいんじゃないかというのも一定は理解はできます。しかし、その中で、じゃ、何でもかんでもいいんだと、あれもこれもいいですよと、一定の規律も設けることなくあれもこれもと、じゃ、一つの海岸堤防にしても、あそこではやったけどこっちは何でやらないんだ、じゃ、こっちもやれ、じゃ、こっちもやるんだったらあっちもやれ、こっちもやれ、こっちもやれとって際限なくどんどんいってしまえば、それはまた財政が大変厳しい状況になってくるということです、一定の規律を持って、一定の基準を持って、しっかり引き締めて臨んでいかなければならないという観点からこういうような形でさせていただいているということでもありますので、御理解いただければと思っております。

一方、御要望のありました点につきましては、特に総合力を発揮してい

なければならぬという点についてはまさにそのとおりであるというふう
に思っておりますので、自分自身もしっかり肝に銘じて取組を進めていき
たいと考えております。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） 極端な言い方をすればということでございますので、決
してこのままの財政でいいということは思っておりません。右肩上がりの時代
から右肩下がりの時代に、あるいは、少ない人数で多くの方をお支えしてい
かなければいけない、システム自体が変わってきているんですから変えてい
かなければいけない、このことはもう共通の認識だと思います。

ただ、スタートが少し、知事もおっしゃってみえますが、何にもしていな
いからこのままほうっておいたらだめだよという知事の政策集のように思う
んです。そうじゃなくて、努力してきているけれども、状況変化、将来に向
けたシステムの変更が必要だというのが私の認識でございます。

その部分については、方向としては、改革は必要であるという認識は同じ
でございます。ただ、政策集の数字がどうかというのは、またこれからの具
体的な検討を進められる中で十分議論を深めさせていただきたいと思いま
すので、よろしく願いを申し上げます。その中で、当然行革が検
討してくれば、ある程度行革の検討結果が出てくれば、中期の財政見通しも
お示しいただけるような形になろうかと思います。

あわせて、知事としてはトップセールスをしながら、収入が増える産業の
活性化に向けた取組もいろいろと試行錯誤して取り組んでいただいております
。その部分も含めながら、どれぐらい収入として増やせられるのだ、そう
いったことも含めながら具体的な中長期の財政見通しをお示しいたします
ことを御要望申し上げます。次の項目に移らせていただきます。

次に、2項目めにつきましては、新年度の予算編成についてでございます。

先ほども議論させていただきましたが、極めて厳しい財政状況の中で、来
年度からスタートするみえ県民力ビジョンの推進を基本に、知事として初め
ての予算の当初編成でございました。自己採点で85点という評価をされてみ

えました。選択・集中プログラムには重点的に予算措置を行うとともに、県民の皆さんの命を守ることを最優先に、防災・減災対策を積極的に実施していくという内容でございました。

そこで、1点目についてですが、緊急減災対策についてお尋ねをいたします。

東日本大震災を受け、全国に先駆けて津波浸水予測調査を実施し、来年度末までに三重県緊急地震対策行動計画の策定等、迅速、的確な対応を実施いただいたのではないかと評価をさせていただいております。今回の新年度予算額で三重県緊急地震対策行動計画の目標達成が可能であるのか、あるいは、市町との調整も含めながら状況はどうか、達成見込みについてまずはお聞かせいただきたいと思っております。

さらに、昨年末の防災に関する県民意識調査では、地震への関心は95.1%と高くなっていましたが、自助への取組については47.1%と緩やかな伸びにとどまっており、行動へつながる対策が必要となっております。新年度予算の中で、メディアや対話による啓発を行い行動につなげていくとのことでございますが、自助の行動につなげていくためには、広報による啓発事業ではなく、自主防災組織等による地域での取組が重要であると考えております。防災意識から自助の行動へつながる対策について、御見解がございましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、海岸・河川堤防の調査を実施いただいておりますが、非常に多くのところで空洞化を含めながらの補強が必要などところがあるという調査結果が出ております。全体の対象数と総額、あるいは改修計画について、あわせてお聞かせをいただければと思います。

次に、2点目は、医療体制の充実についてお伺いをいたします。

本県の平成20年度末の人口10万人に対する病院勤務医師数は108人と全国平均の137人を大きく下回り、全国で43位でございます。地域間、診療科目等の偏在が依然として深刻な状況にある中で、各医療機関では勤務医不足が深刻化しており、地域の医療を安定的に確保するためにも、一刻も早い医師

確保が求められているところであります。

そこで、1点目は、地域医療支援センターについてお尋ねをいたします。

国においては、地域における医師不足・偏在の解消に向けて、医師のキャリア形成への支援や医療機関への医師配置の調整などを行う地域医療支援センターを今年度に15都道府県への設置を支援しているところであります。本県におきましても今年度の事業採択を目指して取り組んできたところではあります。大変残念ながら、9月会議の三谷議員の代表質問のとおり、納得がいかなない経過の中で不採択でございました。新年度予算に地域医療支援センターの運営費の予算が計上されておりますが、今回こそは大丈夫なのか、国の事業採択の見込みと、本県の地域医療支援センターをどこへ設置する予定なのか、お伺いしたいと思います。

また、大学の医師派遣機能の低下が懸念される中で、医師不足地域の病院勤務医の確保を図るための新たな医師派遣の仕組みであり、地域医療支援センターの業務委託先の病院に依存することなく、実施主体である県が主導で医師の確保や地域偏在を解消できるようにすべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

あわせて、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。政策集には、地域医療センターを発展させ、みえ医療支援機構を創設するとありますが、どうなのか、御見解をお聞かせください。

次に、ドクターヘリの運用についてお尋ねいたします。

県のドクターヘリが、三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院との2病院を基地病院として、協力体制のもと、2月1日より運航をスタートいたしました。ドクターヘリの導入は、南北に細長い県域であり、重症患者の救命率の向上等、大変期待しているところでございます。県のドクターヘリの潜在需要については年間500件程度を見込まれており、1日平均にすると1.37回でございました。

昨日までの稼働実績につきましては6回ということでございまして、ちょうど2月15日に聞き取りをさせていただいたところ2回でございましたので

この項目を上げさせていただいたんですが、ここ最近稼働率が急遽上がってまいりまして6回という状況でございます。6回でもまだまだ少ないのかなというふうにも思いますし、稼働エリアについてもシミュレーション訓練後から順次運用が開始されるという状況でございます。現在15の県内消防本部がございまして、その中で、昨日終わったところも含め9消防本部のみの運用となっております。運用開始後、昨日で20日が経過したわけでございますが、全県下での運用開始がいつごろになる見込みなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

また、あわせて、稼働実績が潜在需要見込みと比べてまだまだ少ない状況でございますので、運用上の問題があるのかなのか、あるいは騒音等の問題がないのか、利用率の低さに対する心配という部分の中でお聞かせをいただきたいと思っております。

あわせて、政策集には15分ルールの設定を行いますとございますけど、あわせて御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

3点目は、緊急雇用・経済対策でございます。

国の2月の月例経済報告では、景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直しているというところでございます。三重県雇用・経済危機対策会議は、昨年7月にリーマンショックを契機とした雇用経済の危機的な状況がある程度脱したとの判断から終了し、雇用経済の課題はまだ山積しており、新たな枠組みを検討し、昨年12月に三重県雇用創造懇話会を設置されたところであります。

会議の中でこれまでの取組を総括し、残された課題は、歴史的水準の円高や欧州の債務・金融危機など、日本経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、東日本大震災の影響から一時持ち直しの兆しが見られた地域の雇用経済は回復の動きが弱まっていることから、新たな対策に取り組んでいくことが求められている、でありました。県におかれましては来年度、国の雇用事業の交付金等により各種基金を積み立てし、約36億円の事業展開を予定されております。

雇用・経済情勢悪化の長期化が見込まれる中で、県としてできる短期の戦略的な雇用、経済の底支えが必要であると考えます。来年度も、全庁的な県としての方針、短期的な雇用・経済対策が必要であると考えますが、御見解をお聞かせいただきたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新年度の当初予算の関係で、まず、緊急減災対策についての御質問でございました。

緊急地震対策行動計画の目標達成に向けての平成24年度予算の確保や市町との調整ということではありますが、地震から命を守るために、「備えるとともに、まず逃げる」ということを基本方針にした三重県緊急地震対策行動計画では、13の行動を設定し、82の項目について取組を進めています。

主な項目としては、行動1、「避難計画・避難訓練」では、津波浸水予測調査を活用し、鳥羽市や南伊勢町の全住民を対象とした津波避難訓練など、県内各地でこれまでにない規模で訓練が既に実施されています。

行動2、「避難場所」では、避難所や避難場所の指定について、すべての市町で再点検が行われ、津波浸水予測調査結果を参考に14市町で避難対象地区の指定が設定されるなど、計画に掲げた各取組が着実に進んでいると考えております。

命を守る緊急減災プロジェクトでは、4年間の取組として、市町が緊急に実施する減災対策への支援、小・中学校の防災機能強化、地域防災の核となる人材育成、海岸堤防の耐震対策など基盤整備に必要な取組を進めていくこととしており、この中で、緊急地震対策行動計画に掲げた取組をしっかりと実施していきたいと考えております。

市町との調整については、私自身、市町長との1対1対談やトップ会議で意見交換を行うとともに、担当部局では、昨年10月の計画策定以降も、津波避難計画づくりや避難訓練の実施方法など、平成24年度の取組や市町の現在の取組状況のヒアリングや意見交換、こういうものを重ねているところであります。

そうした中で、市町から拡充の要望が高かった地域減災対策推進事業については、新たに避難所の窓ガラス飛散防止対策を補助メニューに追加して内容の充実を図るとともに、予算も増額したところであります。

今後とも、市町の皆さんと連携しながら、防災・減災対策をしっかりと進めていきたいと考えております。

続きまして、防災意識の向上という観点で、自助、そのための広報事業への期待、あるいは、自主防災組織を含めた地域からの事業の展開が必要ではないかという御質問でございました。

災害から生命、財産を守るためには自助が基本であることから、県民自らが行動していただくことが重要だと考えております。

そのためには、県民の皆さんが地域において防災活動に参加していただける機会をつくっていくことが大切であり、地域における実践的な訓練や体験学習に取り組むたいと考えております。

具体的には、自主防災組織リーダーを対象とした研修を通して、防災意識が行動に結びついていないことを問題提起し、個々の自主防災組織活動で住民の訓練への働きかけを強めていきたいと考えております。

また、県教育委員会が作成した地震や津波から児童・生徒の命を守ることを目指した防災ノートを活用することや、防災体験キットなどの啓発コンテンツを地域の防災イベントで活用していただくことを通じて、実践的な訓練が実施されるよう、地域へ働きかけを行ってまいります。

ちなみに、平成23年度の実績ですが、自主防災組織などに呼んでいただいて防災技術指導員が講師をするみえ出前トークについては、現時点で前年度実績の約3倍、148回、参加者は8274名、自主防災組織等での避難所運営ゲーム、これは19回、自主防災組織でのDIG、ディザスター・イマジネーション・ゲームというやつなんです、図上訓練の一手法なんですけれども、11回やるなど、自主防災組織の皆さんとの取組というものにも強化をさらにしていきたいと考えております。

そして、マスメディアによる広報については、県民の皆さんに対する啓発

手段としては有効ですが、これまでは、災害の危険性など、知識の習得というものが中心であったことから、高まっている防災意識を行動につなげると、そういうような方向に向かっていなかったというものもありますので、そこを変えていきたいと平成24年度は考えております。

具体的には、防災活動に取り組む個人や自主防災組織、ボランティア団体などの具体的な取組を紹介し、多くの方々がその事例を参考に行動を起こしていただけるようなきっかけづくりをする、そういうものを提供する広報活動にしていきたいと考えております。

このように、地域防災活動への働きかけにメディアの活用を組み合わせ、県民の皆さんが行動する三重の防災・減災対策を推進していきたいと考えております。

続きまして、地域医療支援センターの関係であります。

まずは、国の補助事業としての採択見込みでありますけれども、地域医療支援センターについてはこれまで、厚生労働省に対し本県の厳しい医療の状況や取組状況を説明して、国の平成24年度の実施箇所の確実な増加及び本県事業の採択、それから、平成23年度事業における予算残を活用した追加採択を要望してきたところであります。平成24年度予算案については、先ほど前田議員からもありましたように、15というのが5カ所拡充され、20に相当する予算額となったところであります。

私としましては、これまでの要望活動を踏まえ、引き続き平成23年度事業における本県事業の追加採択と平成24年度事業における採択を強く要望していきたいと考えているところであります。

昨年私が知事に就任した後も、春と秋の国家予算要望で、政務三役の方々、あるいは県選出国會議員の方々、また、その国家予算要望以外でも、医政局長をはじめとして、私自身も何度も何度もお願いに上がってまいりました。一部に情報収集が足りないのではという御指摘もありましたけれども、私以外にも、副知事や部長、理事、医療政策監なども、事務方での要請や情報収集や情報提供など、一丸となって行ってまいりました。この地域医療支援セン

ターは三重県の医師不足や地域偏在の解消に欠かせない事業であるというふうに考えておりますので、可能性がゼロでない限りは懸命に続けてまいりました。その結果、今後、追加採択、あるいは平成24年度の採択というものにおいて、関係者の努力が結実するというのを強く期待しているところであります。

そして、採択された場合どこに設置するのか、それから、県が主体となって事業を進めるべきではないかというところでもありますけれども、厚生労働省の補助事業の要綱におきましては、各都道府県の実情に応じて最も望ましいと考える場所に設置するというふうにされています。平成23年度に採択された15団体では、それぞれの実情に応じ道府県や大学等に設置されており、分室等を設けている団体もあります。15のうち約10が、道庁とか府庁とか県庁に設置をしています。

本県が設置を予定している地域医療支援センターにおいては、今後、県内医療機関への勤務の増加が見込まれる医師修学資金貸与制度利用者等が地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医を取得できるような、キャリア形成支援と医師不足病院の医師確保の支援を一体的に行う仕組みづくり等を行うことで、医師の不足と地域偏在を解消することを目的としています。

これらの取組は、医師修学資金貸与制度の実施主体である県が、県全体の医療状況を踏まえつつ進めていくことが必要であり、県に地域医療支援センターを設置することが適切であると考えております。なお、業務の実施に当たっては、一部の業務を三重大学へ委託することとし、あわせて分室を設けることも検討しております。

今後、新たに設置を予定している地域医療支援センターを中心として、三重大学や関係医療機関、団体と連携し、市長会、町村会、住民代表等からの御意見も伺いながら、県が主体となって医師の不足と地域偏在の解消に取り組んでいきたいと考えております。

それから、政策集に私が掲げていたみえ医療支援機構というものについて

でありますけれども、この取組も、それぞれ関係者が連携をして、垣根を越えて、医師の確保や適正配置、医師の招聘、あっせん、若手医師のキャリア形成、こういう拠点としてやっていこうということでありまして、これはまさに、今、先ほど来申し上げております地域医療支援センター事業というのが、自分がその政策集に書かせていただいた当初の思いと合致している政策でありますので、この地域医療支援センター事業をしっかりと取り組んでいくという考えであります。

名称については、「みえ医療支援機構」ではなく、実施を検討している内容や、先行実施している他県の状況等も踏まえて、「三重県地域医療支援センター」という名称により実施したいと考えております。

ドクターヘリについてでございます。

全県での運航開始、あるいは騒音等の課題でありますけれども、本県では、先ほど来御説明もありましたように、本年2月1日からドクターヘリの運航を開始しております。現在、消防本部ごとで一連の流れを構築する訓練をやっておりまして、気象条件などがよければ3月2日までに訓練を終え、3月3日からは県内全域で運航が可能となります。

ドクターヘリが離着陸する際にはプロペラの回転による強い吹きおろしの風や騒音が発生することから、基地病院や臨時離着陸場の周辺にお住まいの方には御理解と御協力をいただく必要があると考えております。

このため、平成23年11月から12月に基地病院と県が周辺住民の方に住民説明会を開催するとともに、平成24年1月31日から2月2日にかけて、ドクターヘリの運航について、新聞の広告欄による広報を行ったところであります。今後も、県政だよりみえ3月号による広報等を行うなど、引き続き県民の皆さんへ周知を図っていきます。

そして、15分ルールのところでもありますけれども、ドクターヘリを運航する基地病院は救命救急センターを設置している病院であるという条件のもと、県内の医療資源の状況を踏まえて、より広い圏域をカバーすることや、病院負担の軽減、人材育成など運営上の観点から、三重大学医学部附属病院と伊

勢赤十字病院を基地病院に指定しました。しかしながら、三重県は南北に長い地形であることから、15分以内にドクターヘリが到着できない地域があります。今後、ドクターヘリの運航について、基地病院や消防本部、県などによる検証や評価を踏まえて、ドクターヘリの要請から病院搬送までの時間短縮に努めていきたいと考えております。

続きまして、緊急雇用・経済対策のところではありますが、県内の雇用・経済情勢は大変厳しいということで、先ほど前田議員からもありました。ちなみに、平成20年秋のリーマンショック以降でありますけれども、有効求人倍率は平成21年6月が底でありましたけれども0.40、直近では平成23年12月で0.76、三重県の完全失業率については平成21年の第3・四半期が一番多くて4.8%、直近の平成23年の第3・四半期は3.6%という状況で、雇用についてはまだまだ厳しいものの一定の改善を、短期的な対策の効果などもあり進んできているところであります。

一方、為替については、先ほど見解もありましたように、一貫して円高が続いています。平成20年9月は106.71円ありましたが、平成24年1月76円94銭ということで、ずっと円高で右肩下がりになっているということで、大変厳しい状況を内包しているというふうに考えておりますので、これについては、一時的な対応というよりは着実な計画的な取組が必要であるというふうに考え、今回、みえ県民カビジョン・行動計画に雇用・経済対策として、働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト、あるいは、食の面においても、三重の食を拓く「みえフードイノベーション」においても雇用を、あるいは、日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクトにおいても雇用について、それぞれを位置づけまして重点的に取り組むということにしております。

平成24年度当初予算には、市町の取組も合わせ1774人の緊急雇用創出事業を盛り込んだところであります。さらに、雇用経済部を新たに設置し、地域に活力と雇用を生み出す、強靱で多様な産業構造の構築に向けて、経済対策と雇用対策を総合的に推進していきたいと考えております。

以上であります。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** 緊急減災対策の中の海岸・河川堤防の補強についてお答えいたします。

県内の海岸及び河川河口部の堤防につきましては、近い将来発生が想定されている東海・東南海・南海地震や、それに伴い発生する津波への対策が求められています。これらの堤防は伊勢湾台風後に整備されたものが大部分で、建設後約50年が経過し、老朽化が進んでおります。このため、地震、津波による被害を軽減するための対応が必要であり、今ある堤防の機能を確保し、粘り強い構造となるよう、補強対策を緊急的に実施することとしています。

海岸堤防については、県土整備部が所管する海岸堤防のうち、最近整備した区間を除く約195キロメートルの区間において、平成21年度から実施した老朽化調査の結果、空洞が確認された136カ所を含む200カ所で緊急に補強対応が必要と考えております。これらの箇所については、命を守る緊急減災プロジェクトとして、新たに平成24年度からの4年間で補強を実施することとしており、およそ10億円の事業費を見込んでおります。なお、平成24年度は事業費2億円で40カ所について補強を実施する予定であります。

河川堤防については、河口部付近の堤防約200キロメートルにおいて、平成23年度補正予算により、部分的に堤防の高さが不足する箇所やコンクリートにひび割れがある箇所などの緊急点検調査を行っております。この点検調査の結果に基づき、平成24年度から補強対策に取り組むこととしております。

以上です。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○**41番（前田剛志）** 時間のほうが押してきましたので、要望だけ二、三お願いをしたいと思います。

まず、減災対策ですが、知事がつくられた初めての計画でございます。

（現物を示す）緊急の地震対策行動計画、ちょうど来年度で終わるという予定でございますので、中身の中では難しい項目も私はあるのではないかなど、

今日は具体的な項目は申しませんが、課題として思っております。十分な進行管理を実施いただく中で来年度末に達成されることを強く要望申し上げます。

それとともに、先ほどの海岸、河川の改修ですが、河川についてはまだ対象箇所数、額というのが出ていないのかなということでお答えがございました。非常に財政が厳しい中ではございますが、着実な改修を、進行を早期に、全体を提示いただいた中で計画をまたお示しいただければと思います。もう要望で結構でございます。

それとともに、地域医療センターでございますが、県のほうへ設置されるということでございます。ぜひとも、先ほどの質問の中でもございましたが、真に実効ある取組となるように、地域偏在が本当に解消されるような形で県の主体性を発揮いただくことを要望申し上げます。

それとともに、ドクターヘリについてはこれからというところもございますが、私が1点心配しておるのは、やはり2病院での運営でございます。茨城県に続いて全国で2例目という状況でございます。茨城県においては三、四日で運航基地を交代しております。三重県においては2カ月間で交代をするということが示されております。大丈夫なのかなという心配も非常にあるんですが、まだこれからという部分もございますので、ぜひとも、消防署を含めながらの運航基地も含めて、定期的なフォローを実施いただければと思いますので、その点だけ御要望を申し上げます。

緊急雇用・経済対策については、新たな組織、雇用経済部の中で期待を申し上げるところでございますが、ややもすると全庁的なトータルコーディネートができていなかったのかな、進捗管理も含めながら、少し、具体的な指摘はいたしません、できていない部分があるのではないかと思っております。状況把握を含めながら分析をして短期的な戦略、そのためにはやはり方針も含めて、新たにできる雇用経済部の中でリーダーシップをとっていただく中でトータルコーディネートを実施いただきますことを強く御要望申し上げます。

それでは、4分しかございませんが、最後に3項目めをお聞かせいただきたいと思います。

新エネルギービジョンについてお聞かせをいただきます。

この計画につきましては、東日本大震災以降のエネルギーを取り巻く状況変化を踏まえ、新たな方向性を織り込み、10年先を見据えたビジョンとして取りまとめられたものでございます。

そこで、1点目につきましては、目標設定についてお聞かせいただきたいと思います。

基本的な目標設定の考え方としては、国の長期エネルギー需給見通しを基本に諸条件を考慮し、導入目標が設定されておるところでございしますが、導入目標の合計で、平成22年度末の導入実績に対して2.3倍と高い状況でございします。種類別でいくと、太陽光発電が22年度までの実績の10倍、国の見通しの2倍、風力発電については実績の5倍、国の見通しの2倍、燃料電池については実績の42倍、国の見通しの4倍、クリーンエネルギー自動車も実績の17倍であります。目標達成に向けて実効性ある取組が求められているところでありますが、10年後の目標達成が可能なのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

あわせて、知事の政策集の中で、世界のクリーンエネルギーの最先端地域へとありますが、目標達成により実現できるのか、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、木曽岬干拓地へのメガソーラー計画についてでございます。

ビジョンの中で、木曽岬干拓地へ、80ヘクタールのところへ40メガワットの国内最大のメガソーラーを計画予定でございます。新年度予算の中でも土地の購入や土地利用の検討を行うということではありますが、先週の土曜日にも、地元の加藤町長から、産業集積の促進の要望等、お見えになられているところでございます。政策集の中では木曽岬干拓地の土地利用を早急に検討していく、航空宇宙産業、クリーンエネルギー等の企業集積へとありますが、土地利用の方向性についてお伺いをいたします。

あわせて、新年度予算の中で、新エネルギーの導入促進事業に向けて新エネルギー施設の立地に対し地域貢献策等を支援するとありますが、具体策について簡単にお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（山本教和） 答弁は簡潔に願ひます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新エネルギービジョンに関し、目標設定の点であります。が、ビジョンの中では、目標値は、国の長期エネルギー需給見通しによる推計、導入実績からの推計、県民や事業者の皆さんへのアンケート結果による導入意向、こういうものを考慮して目標を設定したところであります。それを実現するために5つの戦略プロジェクトを掲げたところでありますので、今後、様々な主体が参画する協創によってこれらのプロジェクトの取組を進め、ビジョンで掲げた導入目標を達成するよう努力していきたく、そして、この新エネルギービジョンの取組を進めることでクリーンエネルギーの最先端地域というものを目指していきたくというふうを考えております。

そして、2点目、木曾岬干拓地の土地利用計画の点でありますけれども、木曾岬干拓地におけるメガソーラー事業の誘致については、同干拓地の多くの土地が十分に活用されていない状態を転換するとともに、干拓地の地域特性を生かして我が国のエネルギー問題に地域から積極的に貢献するため、取組を行うものであります。

現時点では、伊勢湾岸自動車道以南の冒険広場・デイキャンプ場予定地である約60ヘクタールの県有地にメガソーラー事業の誘致を図りたいと考えており、愛知県、東海農政局等、関係機関との協議を行っております。これらの協議等が調った後、事業者を公募し、誘致を進めたいと考えております。

メガソーラー事業の誘致予定箇所以外の土地利用については、まず、既に事業に着手しているわんぱく原っぱでは来年度に工事を完了し、通常の手法をとったとすると平成25年度から5年間供用した後、30年度から企業の立地が可能となります。

これまでの学識者や企業等の聞き取り調査によると。

○議長（山本教和） 答弁は速やかに終結願います。

○知事（鈴木英敬） 環境関連業種などの可能性がありますので、地元からの御要望の雇用や税収を生む企業ということに十分留意して土地利用の方向を進めていきたいと考えております。

以上であります。

〔41番 前田剛志議員登壇〕

○41番（前田剛志） 時間が参りましたので、終結をしたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 38番 前野和美議員。

〔38番 前野和美議員登壇・拍手〕

○38番（前野和美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、代表質問に立たせていただきました。自民みらい会派を代表しまして質問させていただきます。津市選出の前野和美です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年の6月も、鈴木知事が就任をされて初めての議会で自民みらいを代表して質問をさせていただきましたが、そのときの知事の熱い思いを受けとめて、県政運営の両輪として積極的に議論を踏まえ、ともに切磋琢磨し、県政発展のため頑張れることを確信いたしました。

その後、知事は積極的に活動を開始され、県民に親しまれ信頼されるトップリーダーとして、現場で仕事をモットーに、午前中には東紀州にいたと思えば午後には東京で活動していたり、どうやって移動したんだろうなと思うこともしばしばで、フットワークの軽さにびっくりさせられております。そのたびテレビや新聞に取り上げられ、毎日、知事の動きが手にとるように県民に知らされております。

自ら現場で課題に取り組む、このことが県民の信頼につながり、我々のところまで知事が来てくれたと、地域の人たちから自慢話のように聞こえてきます。大変喜ばしいことでありまして、知事の行動力は、期待から信頼、きずなへとつながってきているのかなと思わせていただいております。しっかり頑張っていたいただきたいというふうに思います。

そうした知事の現場での思いや政策集で約束されたことを実現するためのみえ県民カビジョンが策定をされました。今後は、みえ県民カビジョンを柱に県政のかじが切られていくこととなります。昨年の代表質問でも提案をさせていただきましたことが、「守る」、「創る」、「拓く」の中で生かされたことを大変うれしく思っています。今回は、みえ県民カビジョンの三つの柱の「守る」、「創る」、「拓く」のうち、まず、「拓く」から質問をさせていただきますしたいと思います。

食事をするときメインディッシュは後から出てくるわけではありますが、前回は時間配分が悪くて消化不良を起こしましたので、今回はメインディッシュを先に出しまして質問をさせていただきますと思います。メインディッシュといいましても松阪牛やアワビとまではいきませんが、伊勢湾の香良洲前のアサリぐらいはあっさりを出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目ですが、県政ビジョンの「拓く」の中から議論をしたいと思ひます。「拓く」が今後の三重県政の歳入面でも大きくかわる大事なプログラムであります。

まず、初めに、強靱で多様な産業から質問をさせていただきます。

三重県の財政と産業の活性化、加えて産業構造の多様化について考えてみたいと思ひます。

リーマンショックが落ちつき始め、緩やかな景気回復基調にあったやさき、東日本大震災により、サプライチェーン化された自動車産業界に大きな打撃を与えました。さらには、追い打ちをかけるように9月にはタイ中部で大規模な洪水が発生し、中部アユタヤにある七つの工業団地が水没をし、日系企業450社の工場が大打撃を受けたと報道されております。この影響でサプライチェーンが寸断され、周辺の国や日本、北米の自動車工場まで生産停止を余儀なくされるなど、電機、精密機械、自動車などの製造業への影響は世界じゅうに拡大し、混乱に陥りました。こうした製造業の多くは県内でも活動しておられまして、企業の経営悪化が懸念をされます。

平成20年には、三重県も工業生産額が、県民1人当たりの出荷額が愛知県に続いて第2位まで躍進するなど、順調に推移をしております。しかし、リーマンショックにより県内企業もその影響を受けまして、一気に法人税が落ち込んでしまいました。平成19年には県税の38.6%を占めていた法人二税は、リーマンショックの翌年には、平成21年ですが、一気に17.8%まで落ち込み、半分以下になってしまいました。

国は、東京都など大都市に集中する法人税を地方に配分することを決めまして、地方法人特別譲与税という形で調整が行われ、県税に占める法人税の割合は21.2%まで回復をいたしました。それでも17.4%の減になりますから厳しい財政状況にあるのは変わりありません。

以降、企業の業績悪化等による法人二税の歳出還付や企業欠損金の繰越控除などもあり、依然としてというよりも、さらに県財政は、今後より一層厳しい状況が続くことは明らかであります。

平成24年度の予算は、景気の悪化による県税収入の落ち込みから、ついに職員の給料カットをしないと財源が確保できないところまで落ち込んでしまい、危機的な状況にあります。執行部から提示されました長期にわたる財政見通しでも明らかのように、今後の経済見通しを考えますと、当面財政の厳しさは続くものと思わなければなりません。引き続き、事業仕分けや人件費の削減など、行財政改革を継続して進めることは、この経済状況ですから当然必要というふうに思います。

そんな中、経済紙などでは、日本経済は最悪期を脱し、回復基調にあると書かれております。しかし、依然として失業率は高どまりをするなど、雇用環境は厳しい状況が続いております。このような雇用不振の一因として指摘されるのが製造拠点の海外移転だと言われております。

海外投資比率はグローバル化の進展の中で趨勢的に空洞化現象を引き起こしていると、こんなふうと言われておりますが、経済白書を見てみますと、輸出のGDPに占める割合は15%程度であることがわかります。GDPの85%が内需であります。15%の輸出産業がどれだけ内需に影響しているの

かということは解き明かせませんが、相当輸出産業が内需に影響していることは理解できます。海外展開をしている日系企業は今後も増え続け、外国のGDPを押し上げる一方で、空洞化する国内ではGDPが低下方向に進んでいくというふうに予想されております。

海外への生産シフトが発生する要因は、大きく分けると、1番目が内外の事業コスト格差、2番目が為替、3番目が拡大する海外市場への対応の、3点だと言われております。我が国の企業アンケート調査によりますと、海外市場の拡大は、海外で高まる需要に、輸出ではなく現地生産で対応してきました。売上額は伸びる計算であったにもかかわらず、期待したほど伸びなかったとも言われております。

一方、アジア向けに海外展開する企業は、付加価値の高い日本製品を部品として使わないと生産できない、いわゆる自動車や電気機器などへの部品供給により一定の成果が出ています。その結果、中国や韓国の生産が伸びる要因にもなっていると言われております。

これからの日本は、海外現地法人が新たな外需を確実に獲得して、それを日本へ還元、還流させて、国内における付加価値をつけるための投資につなげていく、この政策が必要だというふうに考えます。

三重県では高度部材イノベーションセンターを立ち上げましたが、県内中小企業の中にも、特別な技術やこれだけはだれにも負けないよといったものを持った企業がたくさんあります。高度部材イノベーションセンターに登録をしているけれども、その技術を生かし切れていない企業もあるように伺っております。今後はその技術をより高い付加価値をつけたものにするために、産学官の連携を強め、互いに異色の産業同士でも連携することによって新しいイノベーションが起こることに大きな期待をいたしております。

知事はこうした企業の能力を世界の産業と連携させるため、県と企業、三重大学でつくる欧州経済ミッション団を立ち上げ、フランス、ドイツ、スイスの3カ国を訪問されたと新聞紙上でも拝見をいたしました。相当な成果を上げてこれ、ものづくり県三重県の躍進が期待できるというふうに報道さ

れておりました。その成果はあらゆるところで述べられておられますけれども、今後、三重県の牽引車となれるか、期待をしながらお尋ねをしたいというふうにあります。

先ほども申し上げたように、本県は北勢地域を中心に、ものづくり県として日本の産業を牽引してきました。これからもその地位は揺るぎないものと思いますが、より三重県が発展していくためには、その産業に磨きをかけて、今回のような大不況にもびくともしない産業構造に変化をさせていくことを考慮しなければならないというふうに考えます。

日本が世界で勝負できるのは20年前も今も自動車だけ、輸出の伸び率の半分を占めておりますので。一方で、アメリカでは、自動車や家電で日本に負けてしまいましたが、ウィンドウズやアップルのパソコン、ヤフーやグーグルのサービス、アイパッドや 아이폰などが自動車や家電にかわってアメリカの経済をリードしております。アメリカのように新しい産業革命を起こすことこそ、日本の地位を保てるのであります。

そのような中で、県では現在、何で稼いで何で雇用を生み出すかといった視点から、強靱で多様な産業構造の構築を目指すべく、日本の経済をリードしていく気概を持って、みえ産業振興戦略の検討を進めているというふうに聞いております。県産業の活性化をどのように図っていくのか、それを示すためにも、戦略策定に大いに期待をいたしております。

そこで、まず、1点目として聞かせていただきますが、みえ産業振興戦略の現在の検討状況やこれからの方向性について知事はどう考えているのか、その思いをお伺いしたいと思います。

2点目は、県税収入は言うまでもなく国内外の経済情勢に大きく左右されることから、経済情勢に極端に影響されることのない、多様な産業構造を構築する必要があると思います。その産業構造の多様化について、知事の考え方をお尋ねしたいと思います。

3点目は、中小企業は各地域の経済や雇用を支える存在であります。大企業の動向に左右されずに生き残っていくために、今後、中小企業の振興策に

ついてどのような方向で対策を講じていかれるのか、以上3点、知事にお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 3点御質問いただきました。

1点目は、みえ産業振興戦略の検討状況と今後の方向性でございます。

みえ産業振興戦略につきましては、検討会議を設置して、現在、検討を進めているところであります。各委員の皆様からは、アジアダイナミズムへのスピード感ある対応、あるいは高度部材やものづくり基盤技術の維持強化、技術力ある中小企業の連携の促進や海外展開の必要性、製造業と非製造業を産業の両輪ととらえた戦略の重要性など、貴重な御意見をいただき、現在、それらの意見を踏まえて、成長産業、立地環境整備、中小企業、内需振興、海外展開、人づくりなどのテーマごとに分科会を設置し、具体的な取組の検討を進めております。

今後、直近で2月25日に開催を予定しております第2回目の検討会議において、各分科会で検討している取組方向を中心に議論を進めていく予定です。主な各分科会での検討状況としては、クリーンエネルギーや、医療、健康などの成長分野の産業振興、国内外から県内投資を促進する新しい立地環境の整備、外部連携や企業連合による中小企業の新事業展開の促進、顧客志向型サービス産業の振興、世界成長市場への県内企業の参入の促進、雇用に結びつく人材育成システムの構築などの取組方向を検討しているところです。

これらの検討を補強する意味でも、県内外約5000社の企業へのアンケート調査に加え、職員による企業1000社訪問に挑戦しています。企業訪問については2月20日時点で882社の訪問を終え、技術、ノウハウ、販路開拓、円高、海外展開、人づくりなどについて現場から多くの声をいただき、現在、分科会での検討に活用しています。

さらに、議員も触れていただきましたが、私も自らもアジア、欧州を訪問し、世界を肌で感じ、海外の自治体や研究機関などとの連携の枠組みづくりに取り組んでまいりました。職員とともに、国内外で戦略策定前の先行営業を実

施しているところです。

私としましては、強靱で多様な産業構造を構築していくに際して、多様な働き方の可能性も模索し、雇用機会の拡大の視点も強く意識して産業政策を展開していくべきではないかと考えております。その意味でも、新しい体制で産業政策と雇用政策を融合してまいりたいと考えております。今後も企業訪問などのヒアリングも進める中で、企業の皆様の肌感に近い戦略、そして、具体的なプロジェクトなどの取組が動き出す戦略を目指して検討を進めてまいります。

そして、2点目であります、産業の多様化についての考え方であります。

少し御紹介もいただきましたけれども、本県は、リーマンショック前は毎年着実に10%前後、製造品出荷額が増加していました。平成18年に初めて10兆円を超えました。平成20年には11兆7500億円と史上最高額となるなど、自動車、電気電子を中心に製造業が本県産業の成長を支えてきました。

しかし、リーマンショック後、全国で最も総生産額の下落率が高かった。ちなみに全国平均は3.9%、前年に比して総生産額の下落率が3.9%だったんですが、本県は9.8%ということで全国で一番高かったです。そういうように、私は輸出型産業に牽引されている県産業の構造は余り偏りがあると脆弱ではないかと思い、強靱で多様な産業構造の必要性を重く受けとめているところです。

そういったことから、成長分野である環境・エネルギー関連産業、これは市場規模200兆円とも言われています、医療・健康・福祉関連産業、これも市場規模90兆円とも言われていますなど、社会的課題解決型の産業の育成を図るとともに、県内産業集積地の特性に合わせた新たな産業集積モデルの構築を目指し、今後とも世界トップクラスのポテンシャルを持つ産業集積地へと進化させていくことが重要だと考えております。

産業の多様化ということで二つの視点が必要ではないかと考えておられて、一つは企業から見た産業の多様化です。例えば、自分がやっている主な業種が厳しい状況にあった場合に、第2の柱、第3の柱で安定的な経営を図

っていき、あるいは速やかに第2の柱、第3の柱に移行できる、そういう環境を整えていく、企業から見ての産業の多様化。

そして、もう一つは、雇用の維持、創出という観点からの産業の多様化。働く意欲のある県民の皆さんだれもが自己の能力や適性に応じて職場を選択できる、そういう多様な産業が県内に存在するということも大変重要ではないかと考えております。

一方、本県の産業構造は全国と比べて製造業の構成比が圧倒的に高く、サービス産業が低いことから、製造業ではより技術や製品などの付加価値を高め、サービス産業では構成比を高めるとともに、商品、サービスなどの付加価値を高めていき、製造業とサービス産業が産業の両輪となるように産業政策を進めていきたいと考えております。

続きまして、3点目の中小企業の振興策であります。主にものづくりというのが前段で出てまいりますけれども、中小企業であっても国際競争に打ち勝っていくための取組を進めていくことが必要です。そうしたことから、前野議員からも御指摘いただきましたAMIC、高度部材イノベーションセンターにおいて、グローバルな展開を進めている大企業と中小企業との連携を通じて、研究開発の促進、中小企業の課題解決、ものづくりを担う人材の育成などに取り組んできたところであります。

こうした取組を通じて、一部、成果が出つつあるところですが、アジアなど新興国が我が国を急速にキャッチアップしてくる中、さらなる技術の高度化を進めていくことが必要だと認識しています。その際、スピード感を持ちつつも、もう一度強みと弱みをしっかりと認識し、世界に通じる経営戦略を立てて技術開発を推進していくことが大切だと考えています。そのため、産学官金、金は金融機関でありますけれども、一貫して三重のものづくり中小企業を支援する「メイド・イン・みえ」ものづくり支援ネットワーク会議の創設、あるいは革新的な技術開発を支援する戦略的技術開発支援補助金など、県内のものづくり中小企業を強力に支援してまいりたいと考えております。

さらに、地域の生活インフラなどを支え、重要な役割を担っている小規模

な事業者の皆さんについては、新たな内需の獲得という視点を持って、しっかりと支援をしていかなければなりません。その際、これまで以上に、市町、地元商工会をはじめとする商工関係団体と連携し、地域資源などの棚卸しや再発見、それと連携した地域商業の活性化に取り組み、消費者に新たな価値を提供する価値創造型ビジネスへの転換を促進してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうもありがとうございました。

先ほどからいろいろ話もさせていただきましたが、まさに製造業で三重県は成り立っているというふうに思います。まず、この製造業が不景気な時代でもきちっと企業として立派な成績をおさめていただけるような、そんな環境というのをまず県としては、つくってってもらわなきゃならない、そのためのみえ産業振興戦略というふうに思っておりますので、十分御検討いただきまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

それから、産業構造の多様化。今もいろいろと知事から御答弁いただきましたが、不景気になったときに一つに偏っていると、どうしてもそのあおりをまともに受けてしまう。これは今回の三重県がいい例だと思うんですね。ですから、こういう時代が来たときでも、片方の元気な産業、もうちょっと違う分野で元気な産業、今言われた医療だとか環境だとか、そういったものが定着することによって、自動車産業はあかんけれども環境や医療で持ちこたえているというような、そういう構造に変えていくことが大事だと思うので、時間がかかるとは思いますけれども、しっかりとその辺についてはよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それから、中小企業の振興なんですが、私は聞いている範囲内でしかよくわからないんですけども、しっかりと技術を持った中小企業もたくさんおっていただける。ただ、大企業の下で仕事をしているためになかなか自分のところの力を十分に発揮されていないという、そんなこともございまし

て、再質問ということになると思うんですが、中小企業の振興に当たりましては独自の技術などを持った中小企業をしっかりとサポートしていくことが重要だというふうに今も申し上げたんですが、中小企業の支援の中に補助金的なものもあるという話だったんですが、中小企業は銀行から融資を受けるということが非常に難しい。

そこで一つ提案なんですが、例えば四日市市にある高度部材イノベーションセンター、AMICですが、ここでやっている中小企業の支援についても、資金提供や補助金中心型から一歩進めて、資金提供というよりも経営参加だとか、プロジェクト連動型による販売路の拡大なども含めた、長期的な視点に立った育成を目指すため、AMICを官民共同によるいわゆる中小企業出資ファンドとでもいいですか、運営会社に衣がえをして、創設資金援助どまりではなくして、いわゆる起業から上場までしっかりと支援をしていくという、そんな取組ができないのかなということで再質問させていただきます、いかがでしょうか。

○農水商工部理事（山川 進） 本県では、技術革新や新たなビジネスモデルを提供する産業が創出される環境づくりを行うため、創業間もない中小企業の資金需要に対しまして、平成15年度と18年度の2回にわたりまして、投資ファンドである、みえ新産業創造ファンドを創設いたしました。これまで35社に投資しており、1社が新規株式公開に至っております。

AMICにおきましては、産学官連携とか産産連携を行い、新たな研究開発や製品の改良などを自由闊達に行える場として整備し、現在、中小企業が中心となるプロジェクトである新型赤外線センサーの開発やIH技術の高度化技術など、15のプロジェクト、延べ29社、高度教育機関では17機関がいわゆる参画をいたしまして研究開発を実施しております。

このような研究開発や製品開発の事業化におきましては、資金の確保が重要な課題になると考えております。このため、県では本年度より、信用力や担保能力の関係で民間融資を受けにくい企業に対し、低利子で担保や保証人を必要としない県単融資制度、創業・再挑戦支援資金を創設いたしました。

今度とも、これらの融資制度や平成18年に組成をいたしました2号ファンドを活用するとともに、政府系の投資資金や民間の投資会社による資金供給の環境も充実してきておりますことから、金融機関とか商工団体と連携を行うとともに、創業間もない中小企業や事業化を目指す中小企業の育成を促進してまいりたいと考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ありがとうございます。

いろいろと支援策は講じていただいておりますけれども、もう少し踏み込んでしっかりと支援をするためにファンドを設立して、そのファンドによって、今申し上げたように、上場や、起業から上場までしっかりと支援をさせていただくと。そして、企業がもうかればその株を企業側が買い取る、そしてファンドに戻すというような、そんなシステムをつくり上げたらどうかということ御提案をさせていただきますので、また一度考えていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、今、前田議員のほうからも代表質問で木曾岬干拓地の話が出まして、将来の土地利用ということで干拓地を整備していくという知事の答弁もございましたが、特にこの木曾岬干拓地の土地利用についてはしっかりと議論をいただきたいと思っておりますし、西場議員が特に声を大きくして、大仏山公園の土地利用は何となつとんのかなと言っているんですが、これは副知事を筆頭として大仏山公園の土地利用ということでいろいろ御議論をいただきましたが、当面は自然公園のまま残すという結論が出ておるんですけども、今申し上げたような新たな産業を誘致したり育てていこうと思えば、当然その敷地、工業団地が要るわけでありまして、その辺も含めて考えていきますと、大仏山公園というのはすばらしい場所だということに思います。木曾岬干拓地もすばらしいけれども、大仏山公園もすばらしい。この辺をもう一度検討をいただきまして、ひとつこの南勢地区の一番の玄関といいますか、中心的な存在の土地でありますので、有効活用ができる

ようにしっかり御検討いただきますことを、これは要望させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

続いて、時間が迫ってきましたので、2点目に参りたいと思います。

農林水産業について質問させていただきます。

政府はT P P交渉参加を表明し、交渉に向けて各国との調整が始まりました。T P Pはすべての産業分野での関税の撤廃や規制の緩和や標準化も対象とされているとのことであります。農業分野だけでなく、金融、保険、医療、雇用など、様々な国内産業への影響が懸念されております。T P P参加を反対する人たち、逆にT P Pの参加を契機に日本は開国すべしと、日本の世論は真っ二つに分かれております。消費者団体は農産物の貿易自由化拡大によって安い安全でない食品の輸入が増えることを訴えておりますし、農薬の残留基準の引き下げや、あるいはB S E牛の規制緩和は国民の命を守る安全保障の問題に直結することは明白であります。

日本は自給率40%、裏を返せば60%は外国との貿易によって命をつないでいると言われております。さらに自由化によって自給率が下がることになれば国民の食糧は外国にゆだねなければなりませんし、そのゆだねた食糧生産国が干ばつなどにより大被害ともなれば、まず自国の国民の命が優先されますから輸出制限がなされることは過去の歴史でも明白であります。実際には、2007年にはインドや中国などで穀物の輸出制限がありましたし、2010年にはロシアが小麦の一時輸出停止をして価格が高騰したことがありました。

日本の農業といえば、主食である米を生産する農家を中心に保護政策をとってきました。米の関税率は77%で、ミニマムアクセス以外の米は関税の影響が強くて米の輸入はしておりません。この関税率が撤廃をされると一気に安い外国産米が押し寄せることは明白であります。ブランドの価値の高い日本米は価格競争に打ち勝って生き残れると言う人もいれば、逆に、壊滅的な打撃を受けて米農家は米づくりをやめるために、一部つくる人があってもブランド力を高めた外国向けの米だけが生産され、日本人の口に入ることはなくなると言う人もいます。米生産農家に限って議論をすれば、アメリカの

農家と太刀打ちするためには農地の規模拡大をしなければなりません。

そこで、皆さん方の手元に資料を配らせていただきましたが、ごらんいただきたいと思います。

(パネルを示す) 農家の1戸当たりの農地面積の国際比較を見ていただきたいと思いますが、日本は一番上に載っておる1.8ヘクタールで、米国は99倍です。EUは9倍、オーストラリアは実に1902倍の耕地面積を持っております。日本でも農地の集約化が進み、中心的な農家ではこの今お示した数字の15倍から20倍の農地拡大を図ってきております。それは専業農家や集落営農に農地が集まりましたんですが、現民主党政権になってから農家戸別所得補償制度が導入されました。たちまち農地の引きはがしが起こったり、いわゆる所得補償があるから米価は安くても農家は余り困らないだろうということによって米相場が値下がりしたりと、農政は大変混迷を深めてきております。

それで、2番目の資料をごらんください。

(パネルを示す) 2011年の農業センサスを見てみますと、日本の販売農家は156万2000戸、そのうち1ヘクタール未満の農家が84万3000戸で、販売農家の54%に当たっております。農家収入別に見てみますと、100万円未満の農家は92万4000戸で59%に当たります。100万円以上500万円未満の農家は41万4000戸で、主業農家と準主業農家に該当します。500万円以上から1000万円未満の農家というのは10万7000戸ありまして、主業農家と準主業農家にわたっています。さすがに1000万円以上の農家は主業農家のみとなっております。

外国並みの耕地面積に近づくためには、農地の集約化を進めるということに結論からそうなるんですが、日本の耕地面積の480万ヘクタールをこの主業農家の35万6000戸の農家に集約するとすれば13.48ヘクタールとなります。土地利用型農業だとか高度野菜園芸農家、あるいは畜産農家とうまくすみ分けができれば、しっかりと外国と戦えるような土地利用型農業に転換ができるというふうに思います。

これを三重県の農家に同じように当てはめてみました。

(パネルを示す) 三重県の農家は3万800戸の販売農家があります。1ヘ

クータル未満の農家は1万9900戸で販売農家の65%に当たります。農業収入は100万円以下の農家になると2万174戸となりまして、販売農家の実に65.5%が該当します。全国平均より三重県のほうが小規模農家が多いことがこれでわかります。100万円以上500万円未満の農家は主業農家と準主業農家にまたがっておりまして、6219戸が該当します。500万円以上1000万円未満の農家は2665戸で、やはり主業農家と準主業農家にわたっています。1000万円以上の農家は全国同様に主業農家に集中をしております、三重県の農地面積が6万1500ヘクタールですから、農業収入が500万円以上の農家4681戸の農家にこの農地を託すとすれば、平均して13.13ヘクタールということで、全国農地の主業農家で割った数と大体面積は同等規模になってくると、こんなふうに思います。

日本の自給率は低い、自給率を上げることがひいては農業政策によい方向として作用すると思っている人がほとんどだというふうに思います。自給率が低いから日本の農業は生産額も低く、保護農政によって輸出産業の足かせになっていると思われがちであります。

それでは、日本の農業は世界の農業と比較してどうなのかと少し検証してみたいと思います。（パネルを示す）これまた4番目の資料なんですが、世界の農産物の生産額ランキングでは、この表のとおり世界で第5位にあります。食料自給率70%、80%と言われる欧州に比べましてもはるかに大きな生産額を誇っております。

少し古い資料なんですが、2005年時点で826億ドル、いわゆる8兆円相当規模で、これは、中国、米国、インド、ブラジルに続き世界第5位。今申し上げたとおりですが、米だけに特化してこれまで支援をしてきたために、日本の農業はだめなように思われがちですが、野菜の生産額を見てみますと、米を上回り農業生産額の約3割を占めています。

野菜の関税率は3%です。5000億円の市場の花弁は関税ゼロ%なんです。果物は関税が5%から15%でありまして、青森県の代表的なリンゴの輸出割合は10%程度であります。リンゴの輸入は0.01%程度しかありません。

野菜や果物のほかにも、既に低関税になっております鶏の肉だとか卵など、これらの生産額を合わせますと4兆5000億円で、日本の農業の全体の6割に達します。これらの農産物は補助金もほとんどなく、農家の自助努力によって農業生産品が生産されているということでございます。

それで、次にこの表を見てください。（パネルを示す）農産物の輸出額と輸入額を示したものです。赤色の棒グラフが輸出額です。日本はわずか27億ドルで、主要国の中でも農産物輸出額は一番低い位置にあります。逆に、農産物輸入額では567億ドル、アメリカ、ドイツ、中国、英国に次いで世界で5番目。このグラフが示しますように、他の先進国は、外需、いわゆる輸出貿易で農業GDPを伸ばしてきました。日本は内需依存で発展してきたことになります。言いかえれば、外需を取り込むことができれば農業の成長の伸び代はあるというふうに思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

それで、まず2点お伺いしたいと思うんですが、1点目は、本県農業が持続し、農業が地域経済の一翼を担う、もうかる産業へと成長していくためにはどうすべきか、御所見があればお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、本県農業は経営面積が零細で、今申し上げましたが、兼業農家が多く、経営規模の拡大が進んでいない。自由化の中で土地利用型農業の経営規模はどれぐらいを目指すのがいいのか、そのためには県としてはどのような取組をされるのか、お尋ねさせていただきます。よろしく願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 農業をもうかる産業へと成長させていくための取組ということですが、農業を取り巻く現状については前野議員のほうから大変詳しく示唆に富む現状を御説明いただきましたので、私からは現状を詳しく述べませんが、いずれにしても日本の農業、三重県も含めてですけれども、厳しい環境に対応していくためには、単に農産物を生産するだけではなく、安全・安心、鮮度やしゅん、手ごろな価格など、消費者の多様なニーズにこたえらるとともに、ニーズを先取りした新たな価値を創出していくことで

収益力の高い農業を展開していくことが重要であると考えております。

このため、これまでの低コスト化や生産基盤の整備、こういう取組に加えて、緊急課題解決プロジェクトとして、産学官の知恵や技術を融合し、農林水産資源を活用した新商品やサービスを自律的に生み出す新たな仕組みである、みえフードイノベーション・ネットワークを形成することとしています。

このネットワークを推進エンジンとして、本県の強みである食の魅力等の情報発信の強化と戦略的な営業活動、三重の食の魅力を最大限に生かした商品の開発、新たなビジネス展開に挑戦していく意欲の醸成、こういうものに重点的に取り組むことでマーケットに支持される商品やサービスが活発に生まれる環境を整備し、つくる農業から売れる農業、さらにはもうかる農業への転換を目指してまいります。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 私のほうから土地利用型農業に行きます経営規模の拡大についてお答えをしたいと思います。

本県の主要農産物であります水稻などを栽培する、いわゆる土地利用型の農業は、御指摘のように非常に零細な規模になっております。将来にわたってこういう農業を継続していくには、やっぱり競争力のある産業として、意欲と経営感覚にあふれる認定農業者でありますとか集落営農組織に農地を集積して生産力を高めることが重要であると考えています。

本県では、昨年11月に法に基づきます三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しの中で、農業の担い手として中心的な役割を果たす意欲ある認定農業者でありますとか集落営農組織が農地全体の6割を担うことを目指して、土地利用型農業におきましては、目指す農業経営規模としまして、平たん地域では25ヘクタール、中山間地域では15ヘクタールの認定農業者等を1400確保することとしております。

これを達成するために、市町と連携いたしまして、集落等が主体的に土地の利用調整を行い、農地、農作業の集積を図る、いわゆる三重県型集落営農

の取組をさらに進めますとともに、農地集積を促進させるため、国の新たな支援策等を積極的に活用いたしまして、農業の生産力の強化を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうも御答弁ありがとうございました。

とにかくもうかる農業ということで、フードイノベーションを起こしたいという、そういう知事の御答弁でございますが、先ほども申し上げましたように、やはり自由化ということは頭の中に入れて施策をつくっていかないと、それこそ自由化がスタートすれば全く手をつけられないという状況になってしまいますので、十分その辺も御検証いただきまして、ひとつよろしくお願い申し上げたいというふうに思っています。

それで、農業がつくり出す農産物、これに付加価値をつけたらどうなのかということなんですが、（パネルを示す）最後にこれを見てください。主要国の農産物の輸出額というものを先ほど御説明させていただきましたが、フランスやドイツの農業を例にとりまして申し上げます。

これはドイツなんですが、農産物の生産額は日本が826億ドル、ドイツは379億ドルしかないんですね。日本の半分ほどの低い生産額です。しかし、農産物の貿易輸出額はその2倍ぐらいの数字になっています。これは、自国で生産された農産物に付加価値をつけて輸出をしている結果なんですね。特にフランスでは、有名なワインなどのアルコール類、これが47%、それから、ミネラルウォーターが11.2%、ドイツではたばこが生産がすぐくて67.6%、アルコール、それからチーズがそれぞれ3%というような数字になっております。

そこで、再質問なんですが、自由化の中で、世界で戦える農業、これを目指していかなきゃならんということなんですが、そのためには、最初の産業イノベーションのところでも議論させていただきましたが、農業と他の産業、全く異質の産業とを組み合わせることによって、そして、外国に輸出ができ

るような農産物に変えていく、そのことも目指していかれるのが産業構造のイノベーションを進めていく上で大事なことかなと、そんなことを思います。

知事、一言あればよろしくお願ひしたいと思ひます。一言で結構です、時間がありませんので。

○知事（鈴木英敬） 先ほどの資料も含めて、付加価値をつけて外需も取り込んでいくということは大変重要なことであります。ジェットロとか、そういうところを活用してのセミナーなども平成24年度はやっていきたいと思っておりますので、議員から御指摘の方向もしっかり積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） ありがとうございます。

しっかり要望させていただきましたので、これからもよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。また、時間があれば次の機会にも議論をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続いて、「『守る』～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～」ということで、危機管理について質問させていただきたいと思ひます。

前回の質問でもいろいろ防災対策については質問させていただきましたが、東日本大震災の教訓を受けて、知事就任後初めての本格予算ということに今回なったんですが、予算配分のバランスも考えていただきながら、積極的予算とまでは言えませんが、必要などところに手厚く配分されたのかなというふうに思っています。

今回示されましたみえ県民ビジョンの中で、政策展開の基本方向ということで、三つの柱の中の一番ということに危機管理を置いていただいて政策ビジョンをつくっていただいたと大変喜んでおります。

それで、せんだって、中央防災会議の東日本大震災の専門調査会ということで報告書が出てまいりました。詳しく一々読み上げておりますと時間がありませんし、この内容は知事も十分御理解をいただいておりますと思ひます

ので、そのことについて知事のコメントがあればよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、この中央防災会議の報告書で特に目立ったところといいますと、やっぱり逃げる、逃げるということが強調されておるように思いました。特に三重県は、津波が起これば、東北地方と同じようなりアス式海岸を広く持つ地域でありますので、逃げるのが一番大事かなというふうに思います。

それで、私がこの質問をするのに一遍、5分間か10分間で逃げるということになっていますので、5分間でどれぐらい歩けるものかなということで、実験とまではいきませんが実際に歩いてみました。5分間で約600メートルしか、平らな舗装をした道路で約600メートルしか行けません。私の家の裏に100メートルぐらいの上り坂があるんですが、その上り坂を行ったり来たりして2往復しかできなかつたんですね。少し小走りで走って、5分間でどれだけ走れるかなと思って走り出したんですが、さすがに息が上がってしまいまして5分間走り続けることができませんでしたので、これは計測不良に終わってしまいましたが、大体1000メートルから1200メートルぐらい行けるのかなと。

こういうことを考えますと、体力のない私のような人間でしたら、15メートルも高いところへ上り切ろうということを考えますと、せいぜい300メートルぐらいのところを高台があったり、学校の屋上があったり、ビルの屋上があったりしないと、これは大変だなと、そんなことを思いました。そういう意味では、津波の規模、あるいは津波が発生したときの周知、これがいかに大事なかなということも感じておりますので、ぜひまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それで、先ほども申し上げましたんですが、新地震対策行動計画、この内容を策定されるということなんですが、中でも大規模災害が発生した際に住民の避難を促進する対策をどのように進めていく計画があるのかということ、それから、2点目としては、今申し上げたように、中央防災会議の報告を受けてどんなふうな感想を持ったのかということ、それと、巨大地震と発生頻

度の高い地震とに分けて中央防災会議も報告をしておりますが、三重県では3連動によるマグニチュード9クラスの大地震が起これと言われております。報告書のとおり地震対策を進めようとするれば、莫大な費用がかかると思いますが、何に重きを置いて対策を練っていくのか、その辺、2点お願いしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、1点目は、新地震対策行動計画の内容、それから、大規模災害が発生した際の住民の避難の促進策ということでございます。

新地震対策行動計画は、緊急地震対策行動計画の津波避難や耐震化など、緊急かつ集中的な取組に、医療救護、帰宅困難者対策などのソフト事業、地震に強いまちづくり等、社会基盤整備に係る事業、こういうものを含めまして、総合的な地震対策として策定していきたいと考えております。

現在、国において、4月に南海トラフの巨大地震の震度分布や沿岸津波高、6月に3連動の直接的被害の推計結果、さらに、平成24年末をめどに対策の骨子をまとめる予定というふうに示されていますので、新地震対策行動計画の策定に当たっては、こういう国の被害想定結果や新たな方針というものも考慮していきたいと考えております。

津波からの避難対策でありますけれども、新地震対策行動計画においても引き続き主要な取組であると考えております。市町では、避難所や避難場所の見直し、津波避難ビルの選定など、地域の実情を踏まえた取組を進めていただいております。県としましては引き続き、地域減災力強化推進補助金等によって市町の取組を推進していきたいと考えております。

また、平成24年度には、これまで地形的な理由等によって津波避難計画の作成が進まなかった地域において、二つのモデル地域で課題の抽出と原因分析、課題解決に向けた検討を行う事業を予定していますが、新地震対策行動計画の策定に当たっては、その成果も検討材料にして生かしていきたいと考えております。こうした取組を進めることで、迅速で的確な避難行動がとれる体制整備を図ってまいります。

そして、2点目であります。中央防災会議の専門調査会報告への感想と何に重きを置いて対策を講ずるんだということであり、専門調査会の報告は、先ほど議員からも御指摘がありましたとおり、二つの津波、発生頻度は低いけど大きい最大クラスの津波というのと、発生頻度は高いんだけど津波高はそんなに高くない津波という、この二つが出されていますが、前者についてはやはり逃げるということを強調し、後者については海岸保全施設の整備なども進めていくという内容になっていますので、国の防災基本計画もその提言内容が反映されていると認識しています。

私としましては、津波、地震の対策としてはやっぱり逃げて命を守るというのが大切でありまして、そのためには、減災の考え方に基づいて、ハード、ソフト、両方組み合わせた対策が必要と考えております。今回、津波浸水予測調査とか、緊急地震対策行動計画を昨年策定し、そこにおいても逃げるための体制整備というのを進めてきておりましたので、これまで県がやってきた内容は、その専門調査会の報告内容とも方向性が一致しているということで評価をしております。

平成24年度からは、先ほど来申し上げてきましたいろんな市町が緊急に実施する減災対策とか、いろいろ積極的に推進していきますけれども、専門調査会の報告の中には情報伝達体制の充実強化とか津波に強いまちづくりなども盛り込まれていますので、これらの事項についても新地震対策行動計画の策定において検討していきたいと考えております。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） よろしくお願ひしたいと思います。

新地震対策行動計画、この中にしっかりと盛り込んでいただきたいということは、やはり逃げるという簡単なことなんですが、一番肝心なことでありますので、そのことをしっかりと盛り込んでいただいております。お願ひをしたいと思います。

よく県や市町で実施しています防災訓練、これに私はいつも参加をさせていただきまして思っているのは、専門職の方々は当然住民の目線があります

からしっかりと訓練をやっていただいておりますが、一般住民の方を含めた避難訓練の行動なんか見ていると、ぞろぞろぞろぞろと歩いている姿が見えるだけで、あれは避難訓練とはとても言えませんから、できたら、自分の足で実際に歩いてみて5分でどこまで逃げられるのか、例えばこのビルまで上がるのに何分かかかるのやとか、この学校の屋上へ上がるのにどれだけ時間がかかるんやということを実践訓練として取り入れていくことが、やっぱり防災の観点からいきますと一番重要なことだというふうに思いますので、これは要望しておきますので、ぜひ新地震対策行動計画の中でしっかりとまとめていただきますようお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、時間が迫ってきましたので、最後の、また時間はありませんが、「創る」というところで、スポーツの推進ということについてお願いをしたいというふうに思います。

今度、国体と、それからインターハイが三重県で開催されるということになりまして大変喜んでおります。それで、その国体、インターハイが開催される、インターハイが平成30年、国体が平成33年、これからいきますと、今の小学校の低学年から高学年ぐらいの間の人たちがこの大会に臨んでくるということになります。三重県の体力テストでも出ておりますように、非常に三重県の子どもたちの体力というのは全国平均からいっても劣っていると。劣っているものを何とかレベルアップしていかないと、せっかく誘致をする国体に向けて優秀な選手を送り出すことができない。

それは、子どもたちのスポーツ競技に対する指導というのが、スポーツ少年団にゆだねているという現状がほとんどですよね。皆さん方も自分の子どもが小さいときには覚えがあると思うんですが、子どもが野球をやりたい、サッカーをやりたいと言えば土日は自分たちも出て行って、そして、子どもと一緒にそのスポーツに興じる。これは学校の教員も同じだと思うんです。なぜ小学校の教員の皆さん方が、小学校の子どもたちのいわゆる放課後のスポーツクラブに接することができないのかなど、個人的には、土曜日や日曜日や、また自分の時間を割いて接しているんですが、教員として接していな

いんですね。その辺のことがあれば、また方法があればお願いをしたいというふうに思っています。

そこで、知事にお伺いをするんですが、国民体育大会がいよいよ平成33年と、あと9年ということになってきましたので、県のスポーツの振興を図っていくための、いわゆる国体をどんな理念で開催されるのか、そして、また、今の小学校の子どもたちの教育もこの辺につなげていかなければならん理念があると思いますので、その辺があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

もう一つは、教育長にお尋ねをするんですが、当然、この国体をするための競技場、これは、各市町がうちにぜひ誘致をしたいという思いが強いと思うんですが、競技場だとか競技場の整備について、これからの考え方があればお願いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国体についての考え方、位置づけ、どういう大会にしていきたいかという点でございますけれども、先月内々定をいただきましたこの国体というのを一過性のイベントにするのではなく、先ほど議員からも御指摘があった、まずは、子どもたちを含めた、本県競技力の向上を含めたスポーツの推進、それから、県民総参加による郷土意識の高揚と地域づくり、それから、本県の魅力を全国に発信する大会、こういうふうになるように取り組んでいきたいと考えております。どういうふうな国体にするんだということについては、平成24年度に設置します準備委員会の中で、市町の皆さんもそうですし、いろんな関係の皆さんに入っただいて、そこで開催基本方針というのをつくることになります。その中でどういうふうな大会にしていこうというのを皆さんと議論させていただいて決めていきたいと、そのように考えております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 国体の関係の会場地の選定のほうでございますけれども、国民体育大会につきましては、正式競技のほうで37競技のほか、特別競

技、これは高校野球でございますけれども、それ以外に公開競技として4競技と、多くの競技が開催されることとなります。あわせて、開催県が県民を対象といたしますデモンストレーションとしてのスポーツ行事もございますので、このように多くの競技、スポーツ行事を県内各地において実施することとなりますから、県営施設だけでなく、広く市町の施設を会場として活用させていただく、そういうことが必要かと思っております。このため、県と市町との連携は欠かせないものと思っております。

こうした状況も踏まえまして、平成24年度に、県、市町及び関係団体等で構成いたします国体準備委員会を組織いたしまして、会場地の選定に係ります基本方針を策定する中で具体的な取組についても進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔38番 前野和美議員登壇〕

○38番（前野和美） どうもありがとうございました。

いろいろ国体、インターハイについての質問も、この後の議案質疑だとか、また一般質問でも出ておりますので、深い議論はこれからしていただけるというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

ただ、子どもの体力向上というのは、これは大事なことでありますので、これを機会にぜひ、子どもたちの体力向上が進んで、その子どもたちが本当に競技スポーツに楽しく参加できるような、そんな環境もあわせてお願い申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思います。大変お世話になりました。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 以上で、各会派の代表による県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○議長（山本教和） 暫時、休憩いたします。

午後0時25分休憩

午後 1 時30分開議

開 議

○副議長（中村進一） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質 疑

○副議長（中村進一） 日程第3、議案第1号から議案第74号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

31番 館 直人議員。

〔31番 館 直人議員登壇・拍手〕

○31番（館 直人） 失礼をいたします。三重郡選挙区から選出をいただいております新政みえの館直人でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、早速に議案質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、その一つ目につきましては、知事部局に移管がなされますスポーツ推進局、これを新たに設置しようとする議案第20号についてでございます。

このことにつきましては、昨年の第3回定例会の一般質問にもおきまして、スポーツの所管を知事部局に移すことはできないのでしょうかと、このように提案も申し上げながら質問をさせていただきました。

早速、今議会に平成24年度の組織改正の議案として提案をいただいたこと、このことを強く願っておられる関係者の皆さんとともに私も感謝を申し上げるところであります。

今回のスポーツ関連業務の知事部局への移管とスポーツ推進局の設置ということは、まさに本県の一層のスポーツ振興とその推進によりまして、スポーツによってまた県民の一体感の醸成を図ろうとするものでございますけれども、それにはやはり、選手や指導者等の強化、育成、確保、また、県民の誉れとなるようなアスリートの輩出のための施策、制度の推進などなど、今

後、関係機関をはじめ、県庁内での所管業務など、十分な調整と連携が不可欠であると、このように考えます。

今回のこの新しい局の新設ということは平成33年の国体の開催をとらえてのこととは思いますが、常日ごろから県民の皆さんがスポーツに親しまれる環境づくり、また、スポーツ力というもののさらなる充実と向上を図ることが重要でもあるなど強く思うところであります。

さて、本県のこれまでの競技スポーツは、高校や中学校が支えてきている現状でございます。また、その多くの指導者は学校などの教員が支えていると言っても過言ではない、このようにも思うところであります。学校の先生や生徒をはじめ、平成25年に開催される全国中学校体育大会、また、平成30年にはいわゆる全国高等学校総合体育大会のインターハイが開催をなされまじけれども、今後もこれらについては教育委員会が引き続き所管をするということになるわけでございます。

高校生や中学生、そして小学生などの選手の発掘、育成、また、指導者の育成、確保などは、知事部局との一層の綿密な連携が不可欠であるということは言うまでもないことだ、このようにも思いますし、また、国体の開催直後には全国障害者スポーツ大会が開催されることとなっておりますけれども、この障がい者スポーツは健康福祉部の所管となっているところでございまして、これまた、知事部局との一層の連携が必要となってくるところであります。

知事も提案説明などで申されてみえますように、スポーツを通じて地域の、そして三重県の活性化を図ろうとするこのとき、そのスタートのときだからこそ、行政の縦割りのな施策の推進ではなくて、スポーツに関する部局、つまり県庁組織が横断的に緊密な連携によりまして、まさに県庁が一体となって取り組むことが肝要である、このようにも考えるところでございます。

そこで、お伺いをさせていただきますけれども、知事部局へこのスポーツ推進局の新設の意義、また、ねらい、それとともに、学校体育以外のスポーツ関連業務が地域連携部スポーツ推進局に移管されるということでもあります。

けれども、今後はスポーツ推進局がかなめとなって、一体感を持ったスポーツ関連施策を取り組んでいくべき、このように考えるところでございますけれども、このことについての知事の所見をお伺いしたいと思えます。

また、国民体育大会の開催に向けて準備委員会を設置し、会場選定に向けた調査等を行うことということでもありますけれども、あわせてこの施設整備に向けた取組についても重要なことであると、このように考えます。

前回の一般質問の答弁の中で、三重県営スポーツ施設整備方針の見直しを検討するんだということでありましたけれども、その後、どのように進んでいるのか、また、このスポーツ推進局にどのようにして引き継ぎをされようとしているのか、お伺いをいたします。

お願いをいたします。

○知事（鈴木英敬） まず、スポーツ推進局の関係でありますけれども、スポーツの意義というものについては館議員からもお話があったとおりであります。いろんな意義を有するスポーツを知事部局で所管して総合的に展開していくことで、全体の一体感を醸成したり、あるいは、地域スポーツの推進、地域の活性化、そういうものにつなげていきたいと考えています。

先ほど館議員からもありましたように、スポーツの施策を進めるには、市町、あるいは学校、あるいは企業、競技団体、たくさんの主体と連携をしていかなければならないということでありまして、そういう意味で、多様な主体と連携をして施策を実施するという地域連携部の中に置かせていただきました。

そのスポーツ推進局の中には、スポーツ推進課というのと国体準備課という2課の体制にしまして、重点的に事業を実施していきたいと考えております。

既に知事部局に移管した他県においては、知事部局に移管したことで予算確保とか意思決定の迅速が図られたというメリットも聞いておりますので、今後、学校体育を所管する教育委員会、あるいは健康福祉部などとも、いろいろ人事上の工夫なども含めて、しっかりと十分に連携をして、スポーツの

持つ多様な効果で活力に満ちた三重県をつくっていただけるように、スポーツ推進局が中心となってしっかりリードしていく形で県組織が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

続きましては、国民体育大会に向けての設備の整備方針の見直しの状況ですが、御案内のとおり昭和63年に施設の整備方針を策定しておりますが、本県のスポーツ施設は人口同規模の他県と比べても数、規模ともに十分とは言えない状況という中で、現在、三重県スポーツ推進審議会において、スポーツ施設整備のあり方について御審議をいただいているところであります。

その御審議を踏まえまして、今年度、平成23年度内にスポーツ施設整備の方向性を示す三重県スポーツ施設整備方針を取りまとめまして、来年度、24年度にはその方針に基づいて、大規模な施設を中心に、具体的にここをこうしますというような三重県スポーツ施設整備計画を、これは仮称でありますけれども、策定していきたいというふうに考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） よく理解をいただいているんだと思いますし、これまでいろいろなことを申し上げてまいりました。体育会系の知事ということで、他県のメリットも言われましたけれども、三重県が先導しておるのだと、このような形の中でこの局が生きていていただきたいなと、このように思います。

今議会で提案されるスポーツに関する予算案を見せていただいても、選手の育成についてはジュニア期から取り組むこととか、高校運動部の強化指定の取組とその予算化などもされてみえます。一般質問で提案したことを、入れておられるなとうれしく思いますし、まだまだほかのことも言いましたので、それも含めていただきながら、積極的に取り組んでいただいて、競技力の向上にこの局が先頭を切ってやっていていただきたいなと、このように思うところであります。

ただ、一つ気になることがございまして、これは知事の提案説明の中で言われましたけど、スポーツコミッションのことでございます。

これは、県民の皆さんに、夢や希望や、そして感動を与える事業としては素晴らしいというか、いいことだなど、このようには思いますけれども、しかし、これまでも申し上げてきましたけれども、本県の施設、非常に貧弱な状況にあって、もう少しというよりはもっともっと施設が充実しなければこのコミッションの話は語れないのではないかなと、そんな思いがありますので、今、知事が答弁なされたその方向に向かって、大変厳しい財政状況の中ではありますけれども、取り組んでいっていただきたい。

とにもかくにも、本県のスポーツ全体を機能的に、また、スピーディーに動かして、スポーツによる県民の一体感の醸成と地域や県政の活性化に努められますように、この局に大きな期待をさせていただくところであります。

次に、二つ目の質疑でありますけれども、これは、議案第1号の当初予算案の中の放課後児童対策事業の補助金、運営補助についてであります。

今さらこの目的のことは申し上げませんし、設置状況については、これまで県が推進してきた、積極的に取り組んできたということで、平成23年度には281カ所があった。24年度の予定では288カ所、7つ増えるんだと、このようなことであります。

また、市町への説明についても、予算案の発表は10日でしたけれども、その前には市長会に、15日には町村会に、14日には県と市町の地域づくり連携・協働協議会の場で説明がなされたということではありますが、本議案に対しましてのいろいろな批判や、また、知事の御意見というのは、私、多分ほかの議員さんもそうだと思いますけれども、直接というよりは知事のぶら下りの会見などで、新聞記事等でそれを知る程度であろうと、このように思います。

ここで改めて、本予算案の提案までの経過、そして、この事業費が減額はしましたけれども、事業のねらいを、まず説明いただきたいと思います。

○健康福祉部こども局長（太田栄子） 放課後児童対策につきましては、放課後の子どもの居場所づくりであり、子育て、仕事の両立支援といった観点から、大変重要な施策と考えてきました。

このため、県といたしましては、市町に対する運営費の補助金について、今、館議員のおっしゃられましたように、設置数の増にも対応し、補助基準額も確保をし、それとともに、障がい児の受け入れ加算であるとか小規模クラブへの県単補助金制度を創設するなど、積極的な支援をこれまで行ってまいったところでございます。

それによりまして、ここ数年、この事業費全体としては毎年十数%ずつ増加をしてきておるところでございます。

平成24年度でございますが、この予算編成におきましては、市町への調査に基づきまして放課後児童クラブ数や障がい児受け入れ加算の増などを積算いたしまして、約6億8700万円という必要額を見込んでおりました。そして、選択・集中プログラムに続けまして、県議会にも昨年12月に予算要求状況としてお示しをさせていただきました。

しかしながら、厳しい財政状況におきまして予算調整を進める中で、結果的に約6億1600万円と、平成23年度の当初予算比では2.3%増の予算を確保はいたしましたけれども、先ほど御説明いたしました市町が積算をされた希望する予算額には、約12%、約7100万円が不足することとなりました。

市町に対しましては速やかに御説明する必要があると考えておりましたが、非常にぎりぎりの調整でもございまして、今御指摘のように2月8日と2月15日、それぞれ市長会、町村会での御報告をさせていただきました。

結果的にこの説明のタイミングが遅くなった点も含めまして、今後は市町に丁寧に御説明するとともに、今後、この事業につきましては、市町や現場の意見を十分お聞きしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

〔31番 館 直人議員登壇〕

○31番（館 直人） これは議案質疑ですので討論まではいたしませんけれども、今回の問題といいたいまいしょうか、そのことを指摘させていただきたいと思っておりますけれども、私も昔は行政にいましたが、行政というのは、新年度等々、その新規事業であったり目玉事業、予算の拡充等々については大きく発表し、花火も上げる。しかしながら、縮小される事業であったり廃止の事

業、また、予算縮小なりについては、どうしても後手後手になってしまっている。これも新聞では行政の常やというふうに書かれておりましたけれども、市町の予算編成には、まず大きな影響を与えること、そして、先ほども前田議員に対して知事のほうから、市町との連携、丁寧にしなきゃならないよねというふうな話がありましたけれども、その大きな影響のあることから言えば、事前に相当の連絡調整または情報の共有というのは当然のことだと、このように思います。

つまり、県の予算、事業ということは、市町の予算、事業と本当に大きく関連をするところでございまして、まさに県と市町の一体性の担保ということが強く求められるんだというふうに思います。このことこそが市町との信頼の基本になることだと、このように思いますし、今回の予算編成のことについても、財源不足があった。歳出歳入、いろいろなところで調整をさせていただいたけれども、それでも足らなかった。だから特例的に職員の給与を減額した。その経過もよくわかります。

しかし、次代を担う子どもたちは、家庭は当然のことながら地域社会の宝であって、その子どもたちが心身ともに元気で健やかに育つことも地域社会が望んでいることでもあります。

このことは、政治の、行政のすべき重要施策、課題が、子どもにあるんだと、このようなことを指摘させていただいて、私の議案質疑を終わります。

議長、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 37番 中森博文議員。

〔37番 中森博文議員登壇・拍手〕

○37番（中森博文） 失礼します。今議会に提案されました平成24年度一般会計予算案について議案質疑させていただきます。自民みらい会派、名張市選出の中森博文でございます。よろしくお願ひします。

さて、先日、2月14日ですけれども、私ども名張市選出の県議会議員兩名が、名張市議会議員の皆様方と県政に関する懇談会を開催していただきまして、いろんな議論をさせていただきました。もちろん、議会改革の取組や公

共事業の進捗など、意見が交わされたわけでございます。その中で特に意見のあった2点について、この議案質疑で御質問させていただきたいと存じます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、最初に、教育関係予算のうち、施策番号241、学校スポーツと地域スポーツの推進についてであります。

中学校における武道必修化に伴う課題を解決するため、安全な武道指導のあり方等に関する講習会の開催をするとともに、外部指導者として地域の武道指導者を学校に派遣するなど、スクールスポーツライフ支援事業が計上されております。

そもそも、平成18年度、教育基本法が改正されまして、自分を律する自律の精神や公共の精神、伝統と文化を尊重することなどが追加されたわけでございます。また、それを受けまして、学習指導要領も改訂されました。いよいよこの4月から、中学校の武道が必修科目となったわけであります。

当然、事前準備も進めていただきまして、万全を期してはいただいておりますけれども、改めてこの武道必修化の目的について見直させていただきましたところ、私から申し上げるまでもないんですけれども、新学習指導要領の解説には、武道は礼に始まり礼に終わるといった相手を尊重する態度をはじめ、伝統的な行動の仕方や考え方など、武道が持つ日本固有の文化を学ばせるとされております。

しかし、現場ではいろんな話が交錯しておりまして、特に柔道による事故などが心配されております。

聞きますと、京都市では投げられた際の衝撃を和らげるために畳の上にウレタンマットを準備したり、岡山県では柔道用のヘッドギアを調達したり、名古屋市では、柔道の外刈りというのは危険ですので、これはやめておこうと、こんなことまで情報が交錯しながら非常に心配されている、情報が混乱しております。

そもそも柔道の創始者であります嘉納治五郎氏は、柔道の特徴を人格の完

成を目指すと言われました。私はもう、当然、安全というのは言うまでもありませんけれども、武道を通じて精神修養に力点を置いた授業をしていただければありがたいのかなど、このように感じている1人であります。

私は柔道ではなしに剣道をやっておりましたので、武道のうち剣道を例にして申し上げさせていただきたいと思います。

つまり、剣道の目指すところは剣道の理念に記されておりまして、すなわち、剣道は剣の理法の修練による人間形成の道であると、こうなっております。さらに、剣道修練の心構えには、剣道を正しく真剣に学び、心身を錬磨して旺盛なる気力を養い、剣道の特性を通じて礼節を尊び、信義を重んじ、誠を尽くして常に自己の修養に努め、もって国家社会を愛して広く人類の平和繁栄に寄与せんとするものであると、こうなっております。

これは、中学生の初段、二段の試験には必ず出題されるんですね。剣道の場合、実技と型と学科試験がございまして、学科試験には必ずこのような種の問いが生まれて、必ず中学生でもこの剣道の本来の目的なり修業のねらいというのをしっかりと理解していただくことが剣道では常識とされております。

ちょっとかみ砕いて説明させていただきますと、剣道を正しく真剣に学びというのは、先生方の、指導者の教えを守る、真剣になって学んだということでありまして、心身を錬磨するというのは、もちろん心と体をけいこで練り磨くと。旺盛な気力を養うということは、心身からわき出る盛んな気力を養うと、発声も含めてですけれども。剣道の特性を通じてというのは、すなわち、身体的発達、精神的発達、社会的発達、このようなことを通じてということなんです。礼節を尊びというのは、当然、他人に対して礼儀と節度を持って当たると。さらに、信義を重んじとは、信用と義理を欠くことなく。それから、誠を尽くしてというのは、誠心誠意尽くしてということです。常に自己の修養に努めというのは、これは、常に自分を鍛錬し、人格形成に努めるということでございます。でもって、国家社会を愛してというのが、自分を育ててくれた国や社会に感謝して、それらを大切にという意味であり

ます。広く人類の平和繁栄に寄与せんとするということは、心を広く豊かに保ち、人類すべて、戦争のない平和と貧困のない繁栄をひとしく享受できるように我々は努力して貢献すると。このようなことが剣道の目的となっています。

これは、柔道も相撲もこのような同種の目的となっていることでありまして、そのようなことをせつかくの武道の必修に向けて取り組んでいただければありがたいなど、このように感じているところでありますが、そこで、議案第1号の平成24年度三重県一般会計予算、スクールスポーツライフ支援事業に関しまして、中学校武道授業における基本的な考え方について、改めて教育委員会の御所見をお伺いします。

○教育長（真伏秀樹） まず、議員のほうから御紹介がございましたように、平成18年12月に教育基本法の改正がされておりました、その中で五つの目標を掲げておりますけれども、そのうちのひとつとして、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというところから、今回、平成24年度からでございますけれども、中学校のほうで武道が必修化をされてきたという流れがございます。

そして、武道そのものにつきましては、基本となる動作を身につけること、それから、相手の動きに応じて攻防するという意味での楽しさの部分とか、それから喜びを味わうという特性があるわけですが、同時に、武道そのものは我が国固有の文化として、技能の習得を通じて、礼に始まり礼に終わるという礼法の考え方を理解する、それから、相手を尊重する態度を身につけるとか、武道必修化のねらいがその辺にあるというふうには、我々、十分認識をいたしておるところでございます。

今回、こういう必修化に当たりまして、当然、安全確保という部分がございますので、いろんな形での武道の安全指導に関する講習会でございますとか、それから、各種目の指導力向上に関する講習会等も開催をしてきておるわけなんですけれども、その講習会の開催に際しましても、こうした武道が

持っています本来のねらいについてもその場の中でお話もさせていただいて、あわせてそういうことをしっかり教育現場でやっていただくような感じの取組という形で進めさせてきていただいたところでございます。

平成24年度でも国のほうからの事業もいただきまして指導者等の講習会等を進めていくわけでございますけれども、その際にもそうしたことを十分周知いたしまして、各中学校におきまして、武道が持ちます特性ですとかそのねらいの理解が促進されますように、市町の教育委員会と連携した形で取組を進めていきたいというふうに考えております。

[37番 中森博文議員登壇]

○37番（中森博文） 御答弁ありがとうございます。よろしく願いをしたいなと思います。

武道が持つ日本固有の文化というのはなかなかわかりにくいところもあつたりするんですけれども、私ども、よく剣道の大会なんかに参加させていただき、あいさつさせていただく機会があるんですけれども、ルールはありますけれども、もう一言言うのは、正々堂々とやれと。ひきょうなまねはやめておくと、これに尽きるかなということでは言わせていただいたり、また、親に恥をかかせてはいかんよとか、恩を忘れるなよと、こんなことも言ったりするわけでございます。試合の前には、「つばぜり合い、ひきょうはやめて、しのぎを削れ」と、これが試合の基本ではないかなと、このように思っているところでございます。

私の経験で、県大会でしたけれども、私が選手で引き胴を打ったんですね。当然、きちっと決まって3本旗が上がったんですけれども、勢い余って場外に慌てて出てしまって、駆け足でその場に戻ったんですけれども、残念ながら合議がかかって今のは取り消されまして、反則1回で、場外に出ていたので反則2回で、相手方に一本を与えて負けと、このようになったわけでございます。

このルールは、私が、残心がなかったと、打った瞬間、白旗が3本上がったけれども、最後の引き上げが、残心がなかったということで、取り消され

るということが剣道には往々にしてあるということでございまして、なかなかこれは、武道がスポーツ化と、非常に難しい判断がそこでされるということが、現実、経験者が語るということでございますので、そういうことが、非常に、世の中あるのかなと思っております。

このことばかり言っていると時間がたってしまいますので、次に、第22回世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会開催事業について御質問させていただきます。

名張市も結構、スポーツ少年団、少年野球が盛んでございまして、ある市会議員さんからも、この事業、名張市からも参加できるのかなと、単純な話なんです。いろんな交流とか、野球教室とか、交流試合とか、いろいろとメニューもあるので、これからだと私は思っていますよと、こんな話をさせていただいたんですけど、せっかくの機会ですので、この際、知事から御答弁をいただければ、県内各地から参加していただけるような内容にしていただければと思いますけれども、御答弁をいただければと思います。

○知事（鈴木英敬） 御質問いただきました第22回の世界少年野球大会三重・奈良・和歌山大会は、紀伊半島大水害から一日も早い復興をと祈って、今回、誘致させていただきました。

先日開催した準備委員会でも、「つなげよう絆 届けよう紀伊半島から勇氣・希望・笑顔」というスローガンといたしました。日本を含む世界15の国、地域から少年少女を招き、国内及び三重県、奈良県、和歌山県の少年少女と、野球教室、交流試合、交流行事を通じて国際理解を深めるものであります。

大会参加者の募集なんですけれども、交流試合のほうは日程と会場の制約から東紀州地域からの参加中心となりますけど、野球教室については、県内はじめ、全国から幅広く子どもたちが参加できるように募集してまいりたいというように考えております。

こういう大会の開催を契機として、紀伊半島の復興、これをしっかり発信していきたいと思っております。

[37番 中森博文議員登壇]

○37番（中森博文） せっかく東紀州地域で世界大会が開催されます。県内各地から子どもたちが結集され、子どもが行くということは親も行くんですね。そうすると、伊賀地域とか北勢地域という日帰りがなかなかできない地域でございまして、宿泊を伴うということと相なりまして、バスをチャーターするとか、こんな段取り、工夫が必要かなと思ったりします。

そうなりますと、やっぱりその点、各単位団とか、その少年野球だけでは、保護者経費だけではなかなか大変だなということも現実のもので、せっかく、県内、多くの、スポーツを愛する、野球を愛する子どもたちがおりますので、その子たちにも本当に参加できるような素晴らしい大会にしていきたいまして、東紀州の元気を大いに、県内、県外に、世界に発信していただきますように心からお願いを申し上げます。

〔「ここで一句」と叫ぶ者あり〕

○37番（中森博文） これで、一句はさっき言ったんですけど、なかなかこれ、隠れた一句でございまして、後で、皆様方、会議録を調べていただきまして、一句が入っておりましたので、よろしく調べていただくことをお願い申し上げます、終了といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 9番 東 豊議員。

〔9番 東 豊議員登壇・拍手〕

○9番（東 豊） 尾鷲市・北牟婁郡選出の鷹山の東豊でございます。議長の許可をいただきましたので、議案第1号、平成24年度三重県一般会計予算について、2点ほど質疑をさせていただきます。

まず、初めに、新規で東紀州観光プロジェクト事業でございます。

350万円の予算でございますが、その中に熊野古道世界遺産登録10周年記念や高速道路の概成などを契機としたイベントや観光キャンペーンの実施に向けた準備をすることとありますが、そこで、まず、知事にお伺いをいたしますが、世界遺産登録10周年について、ビジョンをお持ちでいらっしゃいますか、お伺いをしたいんです。

平成16年に世界遺産登録がされてからいろんな取組が、地元の方たちも含めて行われてきましたが、それらの取組を振り返り、未来に向けた確たる10周年を迎えていただきたいと思うのです。そして、単なる10周年の記念イベントで終わることなく取り組んでほしいと思うのですが、知事の御所見を賜りたいというふうに思います。

2点目でございます。

三重県南部地域活性化基金、基金条例をおつくりになって予算化をすることでございます5500万円についてもお伺いしたいところですが、実はこの点につきましては、我が会派の代表であります鷹山代表の奥野議員が後日一般質問をしっかりとさせていただきますし、辛口で一般質問すると思えますので、そのところはちょっと避けて、私は南部地域活性化推進事業の900万円についてお尋ねをいたしたいです。

これは南部地域の活性化に向けた取組でして、南部地域協創推進協議会（仮称）なるものを立ち上げることとなっていて、市町、大学、県、NPOなどで構成するものであります。

13市町に広がる、非常に、伊勢市から紀宝町まで広い地域でのことで、具体的にどのような協議会が組織されるのかを、今わかっている範囲内で御発言いただきたいと思います。

ちなみに東紀州地域では、先般も申し上げたんですが、東紀州地域振興創造会議というものが2年間開催をされて、平成19年8月にその報告書がまとめられております。

それを今後どのように扱うのか、そして、新たに今度設ける南部地域協創推進協議会（仮称）との整合性、どういうふうにくみしていくのかということも御所見を伺いたいと思います。

さて、その東紀州地域振興創造会議の報告書では、産業、それから観光、そしてまちづくりと、この三つ、3本柱、前回も申し上げましたが、そんなことが書いてありますし、その課題に取り組む推進エンジンとして、今、東紀州観光まちづくり公社というものが一翼を担っているのではないかと思います。

ます。

知事は、東紀州対策を一步たりとも後退させることなく前進させていくとおっしゃっておられます。その意味からしても対策はまだまだ道半ばであると思いますし、そして、最も私は南部地域において大きな課題であると思っているのが人づくりの面でございます。人材育成であるとか、人材発掘であるとか、そして、人材の点と点を線につなげていく、この点と点を人材の部分でつなげていくということがこの地域にとっていかに大事であるかということ私は思っております、三重県全体の人口百八十数万人ある中でたった4%の東紀州地域であるわけですが、そのエリアは広いけれども人が少ない分、本当に細やかな施策が打ち出せるし、人のつながりが網の目のようになっていくのではないかというふうに思っています。

今回、鈴木知事は南部地域活性化ということで、市町が連携して行うことによって雇用の拡大や若者定住を促進するための取組を支援するとありますが、各部横断に取り組みれると思いますが、知事がトップになって総合調整機能を発揮されたいと思っています。そのことについてどう思われますか。そして、地域全体として、南部地域全体としてのグランドデザインを、ぜひ御所見をお尋ねしたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） まず、東紀州の熊野古道世界遺産登録10周年の関係ですけど、その後の、南部地域というか、東紀州のグランドデザイン、そういうものとも関係をしてきますけれども、先ほど議員からも御紹介いただいた平成19年には東紀州地域振興創造会議、あるいは平成6年にも東紀州地域活性化調査ということで、これまでも随時、いろいろ時代の変遷に合わせて、いろんなキーワードとかいろんなことが出てきました。

そんな中で、私はもちろんこれまでの議論もしっかりと踏襲した上で、一言でちょっと言いあらわしにくいんですけども、東紀州地域が持っている都市にはない価値、唯一無二の地域資源、こういうものを活用、発信して、それらへの共感者、共感してくれる人をまず増やしていくと。そして、高速道路の延伸とかで時間的距離が縮まってくるので、それを活用して、その共

感者との人的交流を進める。それによって富を生み出すと。それによって、あらゆる世代の人たちが住み続けていける地域にしていくというようなことが、短期、中長期、そして今回の世界遺産登録10周年におけるチャンスを生かしての考え方の一つなのかなというふうに思っております。

ですので、そういう都市にはない価値、唯一無二の価値、東紀州地域独自の光、そういうものに焦点を当ててまちづくりをやっていくということであるというように考えております。

続いて、南部地域協創推進協議会でありますけれども、これについては、これから取り組む南部地域活性化のいろんな事業の総合的なコーディネートを行うとともに、複数市町が連携して取り組む基金を活用した事業、あるいは集落支援の実施、そういうことを総合的に進めていくこととしています。

協議会の構成としましては、市町や県の関係部局のほか、大学などの学識経験者などで構成することを検討しております、具体的には、南部地域活性化基金を活用した事業の認定、あるいは南部地域活性化プログラム全体の進捗管理、こういうようなものを行うことを予定しております。

いずれにしましても、先ほど東議員からもおっしゃっていただきましたように、来年度から南部地域活性化局を設けて、そして、その中でも東紀州対策については一歩たりとも後退させることなく、しっかり私自身も、まだまだ道半ばでありますけれども、全力でしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、そういう中長期的なまちづくり、地域づくりもさることながら、しっかりそれも取り組みながらも、まずやっぱり、一日も早い復興に向けて全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 御答弁ありがとうございます。

私は、東紀州地域という南部の、もしオンリーワンというのであれば、世界遺産熊野古道だと思えますね。世界遺産熊野古道を、10周年に向けて、どう今まで取り組んできたか、それから、10周年以降もどう取り組んで守り育てていくか、価値をそのまま廃らせないかということが一つは大きな一里塚

じゃないかと、10周年がですね。まず、そこから、10周年を記念するイベントで終わることなくというのはそういう意味でして、今、いろんな問題があるかと思いますが。例えば、台風の被害の問題だとか、保全の問題であるとか、日ごろのメンテナンスの問題なども含めて、非常に弱体化、つまり平成16年のときを思うと比較にならないぐらい弱体化していると。私は、これ、あと数年で10周年を迎えるわけですが、このことだけでも一つ目標にさせていただいて、もちろん南部地域の中に、東紀州の中というようなエリアの部分もあるけれども、三重県の中に世界遺産があると、こんなオンリーワンの、つまり、文化観光として最も目玉になるようなものがほかにはないということのを肝に銘じて取り組んでいただければいいと。平成24年度の予算の質疑の中では、多少目出しぐらいの予算しかないかとは思いますが、知事がリーダーシップをとって、予算編成に横断的に当たっていただきたい、そのことの心構えをお聞きして私の質疑とさせていただきたいんですが、御答弁をお願いします。

○知事（鈴木英敬） 私も海外に、今回、年初にもドイツに、ヨーロッパに行かせていただきました。ヨーロッパは世界遺産というものを大変大切にする国であります。そういう方々に熊野古道のお話をさせていただきました。また、そういうスピリチュアルな部分についても非常に大切にする方々が多いです。

一方で、アジアの方々も、私が日ごろからおつき合いさせていただいている方々も、非常にそういう世界遺産というものを大切にする方々です。そういう身近に世界遺産を抱えておられる方々とかは非常に、オンリーワン、世界遺産の重要性、大切さ、そういうものを十分認識しておられます。価値を知っておられます。

そういう方々に向けて発信をするとともに、また、先ほど議員からも御指摘があったように、これをどう育てていくのかということで、県内の方々にも、私たちが持っているこの世界遺産熊野古道というものがすばらしい価値を持っているんだということを十分認識していただけるような取組も含めて、

しっかりリーダーシップを発揮して頑張っていきたいと思えます。

〔9番 東 豊議員登壇〕

○9番（東 豊） 以上で質疑を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 23番 中川康洋議員。

〔23番 中川康洋議員登壇・拍手〕

○23番（中川康洋） 公明党の中川康洋でございます。本日は議案質疑の場をいただきまして大変にありがとうございました。本日は2点、議案質疑をさせていただきます。

まず、最初に、議案第1号平成24年度三重県一般会計予算のうち、特に首都圏におけるアンテナショップの推進について質疑をいたします。

この件については昨日の県営業本部の本部委員会議でも議論されたのですが、ここは議会の場でございますので、改めての県のお考えを伺います。

首都圏における常設のアンテナショップについては、2012年度は立地場所の選定や内容の検討などを行い、2013年度中のオープンを目指すため、その調査準備費として今回189万1000円が計上されておりますが、今回のこのアンテナショップの設置については、何よりもまず、この施設の立地、具体的には首都圏のどこにこのアンテナショップを出店するかということが大切になってくると考えます。

そこで、まず、初めに、そのためのヒントとして、今回検討されているこのアンテナショップでは、三重ブランドをはじめ、三重県のどのようなものを販売、提供しようと考えているのか、また、どのようなコンセプトでこのショップを展開しようと考えているのか、お答えください。

また、次に、これら販売、提供の主なものやショップのコンセプトから考えた場合、この県のアンテナショップの購買層やターゲットについてはどのあたりに置いていこうと考えているのか、お答えをいただきたいと思えます。

そして、最後に、これらを検討した上で、このショップをどこに設置する

かの立地の問題が非常に大切になってくると考えますが、この立地場所についての県のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○農水商工部長（渡邊信一郎） アンテナショップについてお答えをさせていただきます。

まず、どのようなものを売っていくのかということですが、今回、ひじきとか伊勢茶、いわゆる三重ブランドだけではなくて、市町の皆さんが販売促進に取り組んでいますいわゆる地域ブランドと言われる商品、例えば魚の薫製であるとかしょうゆであるとか、そういう地域資源を生かした地域ブランド、それと、事業者や地域の皆さんが丹精込めて開発、製造されている地場産品、それから加工品と言われるもの、いわゆる三重県の魅力であるとか生産者の思いが伝えられる商品を販売していくことが重要だというふうに考えております。

それと、さらに、販売先、ターゲットでございますけど、こういうこだわりの商品の価値をぜひ御理解いただける層でありますとか、まさしくこういう購買を通じて三重のファンになっていただき、その商品の魅力を発信いただけるような層などを想定いたしておりまして、今後、今年1月にできました東京ミッドタウンでのレストランフェア、これは中川議員も御指摘いただきましたが、ああいう取組の成果も踏まえながら、より具体的な商品、ターゲットの具体化を進めていきたいと考えております。

また、立地場所の件でございますけど、こういう商品、ターゲットを考えますと、例えば、他県のアンテナショップが立地するなど、集客の相乗効果が得られるような場所で、平日、休日ともに集客が認められるところであるとか、県産品の価値が理解できる、いわゆる本物を見分けられる人が多く集まっていたりするような場所であることが重要ではないかと考えており、具体的には、今、銀座エリア、有楽町エリア、日本橋エリア、新宿エリアにおきまして物件を探しているところでございます。

今後、さらに三重の魅力を発信できるように、設置に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

この議案を審議する上において少しでも具体的な方向が見えればという思いで質問をさせていただいたわけですが、まさしく今、部長から、私も想定していたような、思いどおりの答弁をいただくことができたのかなというふうに思っております。

これまで、いわゆる常設のショップに関しては、三重県は消極的な方向で行っていたりとか、あと、短期的なショップを開催したけれども、やっぱり立地の問題等で余りその成果が得られなかったというような話なんかも聞いたりいたしますので、この辺のところ、やっぱりしっかり吟味をすることが必要かと思います。

ちなみにこの首都圏でのアンテナショップについては、今年度、既に都道府県で37店、また、市町村16店の計53店がいずれかの場所に出店しており、そのうちの何と47.2%が年間1億円以上の売上げを上げておるそうでございます。

また、このアンテナショップの首都圏における分布を見ても、先ほど御答弁をいただいたとおり、繰り返しになりますが、銀座、有楽町が20店舗、また、東京、日本橋、神田が9店舗と、東京一の中心街にその半分近くが集中しております。ビルで見ますと、有楽町の東京交通会館、ここが7店舗で断トツであります。

これは、その地域の客層、また、今、答弁にありました集積による相乗効果など、様々な要素の結果であると思えますけれども、我が三重県も、どうせ常設のアンテナショップを出すのであれば、この首都圏におけるベストの場所に出店をしていただきたいというふうに思っております。

最後に、改めて、これは知事肝いりの189万1000円だと思っておりますので、知事の決意なり意気込みをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） 今、販売ターゲットや立地場所、商品については部長の

ほうから説明いたしました、本当にいいものがたくさんあるにもかかわらず、三重県の認知度というのがまだまだ低い状況であるということで、特に来年の伊勢神宮の遷宮、それから、再来年の熊野古道の世界遺産10周年など、こういうビッグチャンスを生かして首都圏における情報発信をしっかりとやっていきたいということで、その核となるのがこのアンテナショップであるというふうに思っております。

しっかり中身を、行政だけで決めることなく、官民でいろいろ議論をしながら、そして、あと、我々としては予算のみならず、組織体制についても、平成24年度については三重県営業本部担当課というのも設置し、あるいは東京事務所駐在として首都圏営業推進監というのも置いて、組織面においてもしっかりアンテナショップの成功に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

続きまして、もう1点、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第1号平成24年度三重県一般会計予算及び議案第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案、さらには議案第23号三重県部制条例案に関する質疑として、今回はスポーツ施策について、中でも特に競技力の向上について、不明な点をただすという観点から議案質疑をいたします。

先ほど館議員もこの議案質疑をされましたが、私はもう少し角度を絞ってお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

知事は今回、平成33年開催予定の国体も見据える中で、これまで県教育委員会が所管していた競技力の向上も含めたスポーツに関する事務のうち、学校体育を除いたスポーツに関する事務のすべてを知事部局、具体的には地域連携部へ移行するための規定を提案されております。

しかし、私は今回の提案を見たとき、直観的ではありますが、特にこの競技力の向上については、これまでの県教育委員会と中学、高等学校の部活動

との関係、また、各競技連盟とのこれまでのかかわり、経緯を考えた場合、その担当職員も含めて一気に知事部局に移すのではなく、引き続き数年間は県教育委員会を中心に取り組んでいったほうがよいのではないかと考えます。

そこで伺いますが、今回、先ほど疑問提起をいたしました競技力の向上も含め、スポーツの施策を知事部局に移行することの知事の改めてのお考えを伺います。

これは館議員の答弁と重なる部分があるかもしれませんが、少し工夫をして御答弁いただければと思います。

また、来年度予算のスポーツに関する事業を具体的に見てみますと、引き続き県教育委員会に残ることになっております運動部活動支援事業は、その目的の中で、中・高等学校の県総合体育大会等の開催や、全国大会等の出場に対する支援により、運動部活動の充実を図ると書かれており、学校体育の振興とともに、今回知事部局に移行いたします競技力の向上の意味合いも多分に含まれております。

また、来年度、地域連携部に移行します競技スポーツジュニア育成事業については、県内トップレベルの高等学校運動部活動を強化指定し、高校生アスリートの競技力向上を図ると書かれており、事業は知事部局に移行しながらも、その内容の一部には学校体育内における競技力の向上がうたわれております。

そこで、教育長に伺いますが、今回、これら条例案により、競技力の向上も含めたスポーツが知事部局に移行した場合、先ほど述べた事業の内容及び目的はどのように整理されるのか、お答えをいただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） スポーツ関連業務、特に競技力の向上については、議員から御指摘がありましたように、的確に県全体で実施していくためには、これまでスポーツを推進し、今後も学校体育を所管する教育委員会をはじめ、市町や関係団体と連携していくことは極めて重要だと考えております。

そのため、例えば学校における体育や部活動に精通している教員をスポーツ推進局に配置するなどの人事面での対応も含めて、適切に連携を図ってい

きたいと考えております。

国体との関係でも、近年の開催県の状況を見ても、9年前から、教育委員会でありますが、国体準備室を設置しているケースは多く、当県としては、今回の大幅な組織改正、あるいは大幅な人事異動がある本年を一つの節目と考えて移行いたしましたけれども、議員御指摘のような御懸念の点については十分に認識して、そういうことのないよう、体制の充実を図っていききたいと考えております。

○教育長（真伏秀樹） 御指摘のございました運動部活動の支援事業でございますけれども、中学校、高等学校の運動部活動の発表の機会でもございます全国高等学校総合体育大会、それと全国中学校体育大会に出場いたします中学生や高校生に対する支援ということをメインにいたしておりますので、学校の教育活動の一環という形で実施をしているという認識のもとで、引き続き教育委員会のほうで所管をするという整理をしたものでございます。

もう一方の競技スポーツジュニア育成事業でございますけれども、これは、競技力向上の観点から、県内でもトップレベルにございます高等学校の運動部を指定するというものでございまして、どうしても高等学校の運動部という部分がひっかかってくるわけでございますけれども、事業を進めるに際しましては、将来、国内外の大会で活躍できるトップアスリートの育成というのをスポーツ団体等との関係者とともに育成をしていこうということで、従来の枠を超えた取組というのを想定いたしておりますので、事業の整理といたしましてはスポーツ推進局のほうの所管という形で整理をさせていただきました。

実際、この競技スポーツジュニア育成事業の実際の予算上の執行につきましては、学校教育活動と競技力の向上、両方の側面があるかというふうに思っておりますので、教育委員会とスポーツ推進局との十分な連携のもとで進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔23番 中川康洋議員登壇〕

○23番（中川康洋） ありがとうございます。

先ほど御答弁をいただいたわけですが、国体を見据えた上で知事部局に国体準備室とか国体準備課を置いているところというのは確かに多いというふうに思うんです。

しかし、それを置くのと同時に、ほぼ同時に、いわゆる競技力の向上も知事部局に一気に持ってきているところは、実はそちらのほうが少ない。それは引き続き県教育委員会のほうに残しておいて、そして、しかるべき連携が図られた後に移すというパターンのほうが、私の調査した上では多いのではないかなというように思っております。

館議員の質問の中で知事は人事上の工夫も含め連携をしていきたいという御答弁をなされましたが、まさしく教員籍を持った方を知事部局にお越しいただくというところを考えると、県教育委員会のいわゆる人事を無視してはできない、逆に言えば、そこを通してやはり人材をいただくことになると思っていますので、そういったことも含めると、私は一気に持ってくるよりは、少しまだ県教育委員会の中で連携を図っていったほうがいいのかというふうに直感的に思った次第でございます。

先ほどの事業等を伺っても、やはりどちらにもかかわらざるを得ないというような事業がありまして、なかなか一緒にするには整理ができないという部分、しかし、今までの部分でいくとやっぱり県教育委員会が中心になったわけですので、その軸足をどこに置きながら物事を進めていくのかというところを少し疑問提起させていただきました。

今回の知事のスポーツに対する思い、また、国体に対する思いというのは、ある意味では私は理解できなくはありません。しかし、これまでの経緯、また、今後も必要であろう県教育委員会との連携や、ともに作り上げていくことの大切さを考えた場合、この競技力の向上については、今回もう議案提起されていますけれども、せめて2年ぐらいは県教育委員会に置いておいてもいいのかなというふうに思っており、その後知事部局に持ってきて遅くはないのかなというふうに感じた次第でございます。

急がば回れ、せいては事をし損ずるとのことわざがありますが、あとは所管委員会での詳細審査に期待し、私の議案質疑を終わります。

御清聴、大変ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

○10番（中西 勇） こんにちは。

松阪選出のみんなの党、中西勇です。よろしくお願ひします。議長のお話しをいただきましたので、今回、質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、早速ですが、通告に従い、質問に入りたいと思います。

議案67号の質問をさせていただきます。内容は三重県伊勢総合庁舎本館新築工事において生じた隣地の変状に対応する費用にかかわる調停の件ですが、この調停に至る経緯をもう一度確認させていただきます。この事案は建築工事にかかわる工事的なところでございますが、もっと根本的な問題があると思うので質問させていただきます。

まず、関係部局に質問ですが、平成21年11月にこの工事で隣地の地盤に変状が起き、住民の方といろいろと話を持たれ、関係当局でも検討されました。そして、平成22年3月には三重県建築基準条例に対して抵触している建築工事であると認識されたわけです。

なぜ、そのまま工事を続行し、平成23年10月には完成し、工事が進められたのでしょうか。このような事案がもし民間工事であれば必ず工事中止が命じられ、2年近くも工事続行が認められることはあり得ないと思います。

この理由をまず聞かせていただきたいと思いますので、御答弁、よろしくお願ひします。

○県土整備部理事（廣田 実） お答え申し上げます。

前回の議会でも申し上げましたけれども、考え方は前回の申し上げたとおりでございますが、今回、調停の申請をいたしておりますけれども、実は建築JVのほうから、その間の議論を踏まえまして、去る11月25日に、変状の

原因が建築J Vにはないということから、建築工事紛争審査会に対しまして調停の申請がなされておるところでございます。

これに対しまして、12月26日に三重県といたしまして、建築工事紛争審査会に対しまして答弁書を提出いたしておるところでございます。

後は、双方の見解の相違がその部分にもございまして、今後、建設工事紛争審査会の判断にゆだねることとしたいというふうに考えておりますので、お答えを差し控えたいと思います。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） 今の状況は聞かせていただきました。

私は思うのですが、そもそも条例違反をする建物は危険であるから建設が禁止されているわけです。そういう条例です。直ちに建築工事は中止すべきものであると思います。もし続行するのであれば、それなりの対策を講じていなければいけないはずです。危険ながげがあるという素因があるので、建設工事前に対策が必ずできたと思うわけです。

当局の、危険ながげの要因を後になって取り除けばとかいうのは違反ではないと、そのように考えてみえますが、ここには大いに問題があると私は思います。住民の安全を考えて続けたということも回答いただいておりますが、これは正当な理由にはならないと私は思います。

では、この新築工事において、私が調査させていただいている中で、確認申請の審査及び工事管理は言うまでもありませんが県土整備部です。発注業務は総務部管財のほうだと思いますが、調査していく段階で、確認申請に出された図面の中に虚偽に近い事項があったことを確認したところ、関係当局の答弁は、設計者の考察で、地盤が切り土であり軟岩以上のもの、また、擁壁は丈夫なもの、建築地の土地と隣地の土地がつながって丈夫ながげだと認識していたと、そして、最後には、認識が甘かったから安全だと推測したと、条例に抵触するとは思っていなかったと、いろいろな言いわけを含めて県土整備部のほうからは認識が甘いと最後には認めてみえます。また、確認申請の書類に関しても、あくまでも書類審査ですから、書類に不備がな

い限り申請はおろしますと、そういう回答でした。

すべて県土整備部内の、私は業務怠慢としか思えない。なぜなら、それは、この建設地、旧伊勢庁舎の至近距離にあり、建設地、そのがけ、隣地に対しても工事中工前に事前に調査をし、綿密に打ち合わせして協議するべきことであつたと思います。

まして、工事着工前の現場説明会で住民の方々からも意見をいただいていたわけです。建築主事という専門家という立場で当然判断ができ、気づかないはずがないと思います。まして、書類上の評価機関である日本ERIからも指摘を受けていました。どうして続けられたのでしょうか。県民には到底理解のできることではないと思います。

その上、私が調査していく中で耳にしたことが、税金、すなわち公金に対して軽はずみな発言や、とにかく工事を完成してから協議すればいい、そのように投げやりの発言には驚き、耳を疑いました。

昨年12月に調査したとき、条例違反、抵触していることについて議会に対する説明が不十分ではないかと言ったところ、専門的なことだからと一切公表せず部局内で判断していたことが問題であると、部局内でも、その部分に対してのミスを認めていました。

私が一般質問でさせていただいた、図面で簡単に説明させていただいて、皆さんも見ていただいたと思いますが、理解はしていただけるはずなんです。今後、このような違反が起きた場合、特定行政庁として、取り締まりが事実上できなくなったに等しいと思います。三重県行政にとって、取り返しのつかない汚点であると思います。

三重県行政として、責任の所在を明確にする必要があります。また、再発防止としてどのように考えているのか、鈴木知事のほうから答弁願いたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 御質問いただいた点でありますけれども、現在のところ、その原因の究明、あるいは責任の所在、そういうものに関して、県と施工者である建築JVの皆さんとの意見が対立しているということでもありますので、

私としては、今、建築工事紛争審査会のほうに判断をゆだねて、一方、今回のこういう事案を踏まえまして、こういう住民の、営繕工事に関して、住民の皆さんを巻き込んだトラブルとか、そういうものが発生しないように、しっかり担当部局への指導、あるいは再発防止策の徹底、そういうことをしていきたいと思います。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

○10番（中西 勇） ありがとうございます。

もう少し踏み込んだ答弁をいただきましたかったんですが、私が思うに、大切なことは、危機管理力の向上を図って、現場の担当者による未然防止を強化することが必要だと思います。

まさにこの今回の案件は、現場での危機管理能力がなかったこと、法令に違反してはならないという意識が欠けていたために起こった案件だと言ってよいと思います。現場でしっかり事前に検討していれば、このような事態にはならなかったと言えます。各部局が現場を大切にしていき、現場で問題を早く察知していくことが必要であると考えます。

この定例会で鈴木知事は、行政改革の取組として、人づくりの改革はそれぞれの現場で危機管理が大切だと、そのように言っています。また、仕組みの改革では、今まではPDS、それをPDCAと、計画、実行、評価、そして改善と。PDCAを回せと僕らは事業をやっているときよく話がありました。これを使って、本当に行動して行って、新しい構築をしていくことが必要だと言っています。ぜひやっていただきたいわけです。

未然に防げることは未然に防ぎたい、そのように思います。ぜひこのようなことが二度と起こらないようにやっていただきたいと、そのように考えております。

私はみんなの党ですので、本当に1円たりとも無駄にしない県政が必要で、効率化、簡素化を図って県政を進めていくことが本当に大切だと思っております。

少し時間がありますが、これで質疑を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇・拍手〕

○2番（田中智也） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質疑をさせていただきたいというふうに思います。私のほうからは、平成24年度三重県一般会計予算について2点お伺いをしたいというふうに思います。

まず、1点目ですけれども、感染症対策基盤整備事業についてであります。

本年度予算で知事は、防災対策、危機管理体制を強化していくということで、危機管理統括監を設置して危機管理の体制を強化していくというふうに言われております。

確かに自然災害に対する危機管理ということも必要だとは思うんですけれども、健康危機管理、このことも非常に県民の生活にとっては大きな課題だというふうに考えておるところでございます。

そこで、その感染症でございますけれども、2009年に、豚由来の新型インフルエンザ、人から人へ感染するインフルエンザが世界的な流行をいたしました。メキシコを発端としてという形で世界じゅうに広まったわけですけれども、幸いにしてあのときの2009年型の新型インフルエンザの場合は、病原性が低くてというか、死亡率が非常に低くて、毎年流行する季節性のインフルエンザと同様の死亡率ということで、事なきを得たといえますか、それでも不幸にして亡くなった方は世界でもたくさんおみえになりますし、我が国でもたくさんおみえになるということでございますけれども、このことが逆に災いをして、私は個人的には、少し人々の記憶の中からこういう新興感染症に対する危機管理の意識が低くなっているのではないかというふうに思っているところでございます。

今、鳥由来のインフルエンザが一番怖いと言われております。ですから、鳥の中でインフルエンザが蔓延しますと、殺処分などをして、昨年も本県においても大変な御苦勞をいただいて対応していただいたわけでありましてけれど

も、これが変異をして人から人への感染というような形になりますと、世界じゅうでも非常に多くの方が亡くなるのではないかと、我が国でも死者数は数万人を超えるというふうに言われております。

これらのことから、感染症に対する対策というのを本県においてもしっかりしていくべきではないかなというふうに思います。

感染症というのは、発生して拡大をしていけば、個人の健康のみならず、社会全体に深刻な影響を及ぼすというおそれがございます。こういうことから、日ごろから、発生状況の把握等、的確な流行状況の予測に努める必要があるというふうに思っています。

今回の健康福祉部の主要事業の中で、感染症対策基盤整備事業ということで、早期に探知をするシステムというふうに言われておりますけれども、国では、国立感染症研究所の感染症情報センターの中で、症候群サーベイランスというもので、病院の外来ですとか、入院の状況ですとか、救急車の搬送、それから、薬局、OTCといいまして売薬、普通の一般の薬品店で売っている薬、それから、学校の欠席状況、高齢者の施設などの情報源によって早期に探知をするというシステムが、確立とまでは行っていないのですが、進んでおります。このことは非常に有意義なことだというふうに考えるんですが、本県における早期探知システムというものはどういうふうなシステムになるのかということについてお伺いをいたしたいのが1点でございます。よろしくをお願いします。

○健康福祉部長（山口和夫） 県におきましては、感染症対策の一環といたしまして、医療機関におけます1週間ごとの感染症の発生状況を医療機関や県民の皆さんにホームページ等で提供いたしまして、手洗いやうがいの励行など、感染予防の啓発に努めておりますが、感染症の流行拡大を抑えるためには、日々の発生状況を把握、分析し、予防対策につなげる仕組みづくりが課題となっております。

このため、平成23年度6月補正予算におきまして感染症対策基盤整備事業を立ち上げまして、県内保育所や学校等、集団の場で生活をする子どもたち

の発熱、腹痛といった感染症の初期症状を迅速に把握しまして、分析した情報を保育所、学校や医療機関等と共有し、それぞれの主体が予防対策に早期に取り組めることができる新たな感染症情報システム「さっちみえ」の構築に着手いたしました。1月末現在で、約1400カ所の保育所、学校等のうち、約80%がこのシステムを利用しております。

また、一方、このシステムを効果的に活用するために、医療従事者、学校教諭、県や市町の担当者等を対象といたしまして、感染症の予防や拡大防止のために適切な判断や対応ができる感染症情報化コーディネーター、これを、平成23年度現在約70名を養成しているところでございます。

平成24年度は、このシステムの完成に向けまして、県内すべての保育所や学校等での感染症情報システムの参加を目指しますとともに、さらに感染症情報化コーディネーターの養成を進めまして、コーディネーターを中心として、保育所、学校や医療機関等に感染状況や予防対策に関する情報をわかりやすく提供することにより、感染症の予防及び感染拡大防止に努めていきたいと考えています。

また、一方、今後は、感染症の発生状況につきまして、県ホームページで県民の皆さんにもわかりやすく閲覧していただけるよう、地図やグラフで流行地域を示すなど、感染症情報システムの改善に努めまして、県民の皆さんに感染症の流行情報を迅速かつ的確に提供していくことで、感染拡大防止策の効果的な実施や、早期受診の促進による重症化の抑制など、感染症対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 御答弁いただきました。

最後のほう、非常に御答弁の中で重要であると、コーディネーターの養成の部分ですね。感染症というのは早期に探知をしたとしても、幾らいいシステムが構築できたところで、得られたその情報をどう活用していくか、このことが、感染の拡大を防止したりとか、蔓延を防ぐというふうになると思ひ

ます。

起因病原体の感染性ですとか感染経路、重症度、このあたりをしっかりと把握して、分析して、次に、どう対応するのかということだと思います。

ですから、コーディネーターを養成していくというところまでが、私は、言い過ぎかもわかりませんが、探知システムだというふうに思います。その後は、これはマニュアルが幾らあっても、しっかりと実働面で充実をさせていかねばならんと。本日、午前中の知事の答弁にもございましたけれども、マニュアル面ではしっかりできていても実働面でできていないということではだめだというふうに考えますので、システムはシステムとしてしっかりと構築をしていただいて、分析をして、次、どうしていくかということについても今後お考えをいただきたいなというふうに考えます。

続きまして、医師等キャリア形成支援事業についてでございます。

12月にやらせていただきました私の一般質問の中でも本県の医師不足対策についてということで聞かせていただきましたけれども、2009年の4月だと思いますが、紀南病院のほうに設置をされました地域医療研修センターについてでございます。この同じ事業の中で、これも本日午前中、地域医療支援センターのほうは議論がありましたけれども、もう一つの事業であります研修センターのほうについてでございます。

この地域医療研修センターというのは、県内で地域医療に従事する医師を育成していくことを目的として開設をされました。非常に実践的な研修の内容であったりとかということで、全国から研修医の受け入れをしておられるというふうに伺ってはおります。

2009年ですからもう3年が経過するわけでございますけれども、私はこの研修センターの目的は、県内で地域医療に従事する医師が増えていくことが目的だというふうに思いますので、受け入れを多くすることが、それはプロセスであって、最終的な目的ではないというふうに思っています。

そこで、伺いたいんですが、まだ3年ですので、なかなか県内へどれぐらい定着していただいたかという部分については、フォローなり、把握は

できていないのかもわかりませんが、それらの医師の方々の数、もし実績等おありであればお伺いしたいということと、なかなか難しいということであればその見込みについてもお伺いしたいなというふうに考えます。

あと、もう1点、ここで言う地域医療という言葉の定義、どういうふうにお考えなのかなというふうに、これは常々思っていることですので、せっかくの機会ですので、理事のほうからでも結構ですので、御答弁いただけたらというふうに思います。

あと、地域医療研修センターの受け入れ医療機関の拡充ということで3施設挙げていただいております。3施設ということだけしか明記がございませんでしたので、差し支えなければどの医療機関なのかということについてもお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○健康福祉部理事（稲垣清文） 地域医療研修センターについてのお尋ねでございます。

センターのほうでは「地域は医者ステキにする」というふうな合い言葉をもとに、地域の特性を生かしまして、無医地区への巡回診療、それから、研修医一人ひとりのニーズに対応した独自の研修プログラムで、僻地医療でありますとか、地域医療の魅力を伝えていきます。

初期臨床研修では1カ月以上の地域医療研修が必須条件となっておりますので、そういったことから、平成21年度には当センターでは21名、それから、22年度には定員の35名、本年度は定員オーバーしていたんですけども、定員いっぱい35名というふうな形の受け入れをしております、内外から大変人気を集めておるということでございます。

研修医の受け入れは、議員のおっしゃったように、直ちに県内における医師の定着につながるものではありませんけれども、様々な地域から研修医を受け入れることによりまして、受け入れ側の医療機関や他の研修医への刺激になるということもありまして、研修医の中から後期研修という形でまた戻ってきていただくと、そういった可能性というものを期待しているわけございまして、実際、今年度ですけれども、初期研修医として同センタ

一で研修を受けた県外の医師1名でございますけれども、昨年9月から紀南病院のほうで7カ月ほど、後期研修を行っていただいております。

地域医療の担い手としまして後期研修医が入れかわりて来ていただくような状況になれば、非常に戦力になるというふうに考えております。

今後の展望でございますけれども、もう既に御案内のとおり数年先には、私どもが実施しております三重県医師修学資金貸与医師、それから、三重大学の医学部の地域枠の卒業医師、そういった方々が多く初期研修を開始することとなっております。

こういった方々を当然こういう研修センターで受け入れたいという思いもございまして、平成24年度より、次のステップとして、同センターの取組を、紀南病院だけじゃなくて、県内の僻地・離島医療機関にも協力をいただいて、順次広げていきたいというふうに考えております。

また、紀南病院を中心にして、魅力的な後期研修のほうのプログラム、そういったものも着手をしていただく中で、後期研修医の受け入れに向けた取組を進めていきたいというふうに考えております。

今後、同センターにおきまして、より多くの初期研修医に研修をいただきまして、地域医療への理解と関心を深めていただくと。その中から1人でも多くの方が三重県のほうに定着していただくようにというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） ありがとうございます。

後期研修での医師が非常に戦力になるというのは、私も病院の現場で働いておりまして、私も思っているところなので、そのあたりの取組がこれまで少し弱かったのではないかというふうに思いますので、ぜひとも当該研修センターにおいて、後期研修のメニューを充実していただくということには、しっかりと注力いただきたいなというふうに考えます。

いろいろ、それでもまだまだ医師確保定着に向けて様々やっていただきました

いなということがございますので、後、いろいろ議論させていただければというふうに思いますので、これで質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 6番 栗野仁博議員。

〔6番 栗野仁博議員登壇・拍手〕

○6番（栗野仁博） 皆様、こんにちは。

伊賀市選出、自民みらい末っ子の栗野仁博でございます。

議長より許可をいただきましたので、通告に従い質疑をさせていただきたいというふうに思っております。

せんだってといたしますか、先ほどですけれども、某先輩議員が私にプレッシャーをかけるような質問をされておられました。私自身も、某先輩議員を凌駕する、本当にあふれんばかりの俳句の才能はありと自他ともに認めておりますが、今回は断腸の思いで封印をさせていただき、笑いなしで質問させていただきたいというふうに思っております。こういうことをしているから時間がなくなるんですけれども。

それでは、私、今回、議案第19号三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例案、これにつきまして質問させていただきます。

せんだっての全員協議会でも質問させていただいたんですけれども、再質問のような形で申しわけないのですが、まず、最初に、いま一度、条例案制定に向けた経緯のほうを御説明いただきたいというふうに思います。

○生活・文化部長（北岡寛之） 基金を設置しようとするに至った経緯ということでございますが、東日本大震災や紀伊半島大水害でも明らかになりましたように、災害時におきましてはNPOやボランティアによる支援活動が重要な役割を担います。

しかし、その活動が広く認知されるようになった一方で、NPOの活動資金等に関する環境整備は進んでおりません。NPOの財政的基盤が依然として脆弱であり、NPOの特性が社会課題解決のため十分に生かせる仕組みが構築されていない状況にあります。

このような状況を踏まえまして、昨年8月から、災害ボランティアやNPOの活動に対する支援のあり方や活動資金等に関する環境整備について、学識経験者等で構成する検討会において検討を行ってきたところでございます。

その結果、災害に備えて必要な資金を確保しておくとともに、安定的、継続的に平常時のネットワーク構築やNPOによる社会課題解決の取組を促進するためには基金を造成して支援していくことが重要であるという結論に達したところでございます。

このことから基金を設置することにしたものでございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

やはり昨年の教訓というのは非常に大きいことであるというふうに私自身も思っております。やはり、事前準備の必要性、これは本当に大事なことであると思いますし、他の府県、もしくは基礎自治体を見渡しましても結構多くのところで、ボランティアの支援条例、新潟県とか福井県とか、有名ですけども、各市でも、市町単位でもつくられているところというのがたくさん見受けられます。

したがって、当然、今回、我が県でも制定しようという思いは至極当然であるというふうに思いますし、私自身も実は、民間といいますか、ボランティア団体、一つさせていただいております。そういった中で、何らかの手当てというものが需要であるというふうに考えながらいたところでございます。総論は賛成でございます。

そういった中で、今回の議案を見させていただきました。内容に関しまして一言で申しますと、前も、申し上げたんですが、非常にざっくり過ぎると、ざる過ぎるとというのが私の感想でございます。

シンプルのほうがいいと、実は先ほど部長が言われておりましたように、検討委員会でもシンプルにしろという答申が出されておるとというのが現実ですけども、余りにシンプル過ぎるといのもいかなものかと。特に、今回は基金、お金に関するところでございます。基金条例であれば、ある程度、

使途等にも言及すべきではないのかなというふうに私自身は考えます。

そこで、細部につきまして少し質問させていただきますが、今回の条例で、有事の際の災害ボランティア支援ということだけではなく、NPO等の非営利活動組織に対しまして、平時の活動をすることにに対し支援をすると、これはちょっといかがなものかなというふうに思います。

ほかの府県等々の、先ほど御説明いたしました福井県や新潟県等々ございますけれども、このような文言が最初から入っておるところは、実は私自身、確認ができておりません。

ある意味、前衛的である、三重県、漸進的やなというふうに思えるかもしれませんが、そもそも、災害時にどうすればいいかわからない、だから準備をしましょうよという理念をスタートに条例を考えられる、考案されておるといふふうに思います。

平時におけるNPO等のボランティアの団体との連携、これは本当に大事ではありますが、そこに大きな予算をかける必要があるとも思えないですし、基金を使ってまでその平時の活動支援をしなければならない、NPOの準備に支援をしなければならないというのは、ある意味、本末転倒であるといふふうに私自身は考えます。

ゆえに、災害時のボランティア支援に対するものと非営利活動組織に対する支援というのは別々に分けるべきである、そういうふうにするのがいいというふうに考えます。

また、どのようなことがあと大切かということをお話しさせていただきますと、有事の際のロジックを決めておくというのが一番大事であるわけです。例えば、本当に具体的に言いますと、ボランティア団体との連携とか、もしくはボランティアセンターの運営マニュアル、こういったものを策定しておくということが必要だと思います。

これに関しましても、ぶっちゃけて言いますと予算化措置で済むことである。わざわざ基金を積む必要があるのかというふうに思っております。

先ほどの支援は別々にすべきであるということと、基金を積む必要がある

のかということに対しまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○生活・文化部長（北岡寛之） まず、平常時の活動に対する支援ということでしたが、別々にすべきであるということですが、平常時の社会課題がより顕在化、深刻化する災害時においては、NPOやボランティアの専門性や機動力を生かした支援活動が重要な役割を果たしています。東日本大震災の例を見ましても、瓦れき撤去や炊き出しなどの支援活動に限らず、心のケア、学習支援、多言語情報提供などを行うNPOやボランティアが、日ごろの活動で培った専門性を生かして機動的に支援活動を行うなど、その支援のあり方は多様化しております。

災害時にこのような対応ができるようにするためには、平常時から様々な分野のNPO活動が活発に行われている、NPOが活発に活動を行っているということが必要であり、そのことが地域防災力の向上にもつながると考えられることから、災害ボランティア活動支援とNPO活動促進の両面を支援することが効果的であると、このように考えております。

それから、もう1点、基金をなぜ積む必要があるかということですが、基金を設置することといたしましたのは、まず、大規模な災害からの早期の復旧、復興のための災害ボランティア活動等を支援するという県としての姿勢を明確にしたいということ、それから、災害時における災害ボランティアやNPOの活動を、県民の皆さんがいつでも支援していただける環境を整備しておくことができると、このように考えたこととございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） ありがとうございます。

確かに連携等々に関しましては非常に大事であるというふうに思っておりますし、県民全体で頑張ると、いざ有事の際には、やはり猫もしゃくしもというような状況になってくると思いますので、そういった意味ではボランティアに対する支援も県民でやるんだというのは大事であるというふうに思っておりますが、ちょっと先に財源についての質問をさせていただきます。後に、先ほどの部分について、まとめて質問、質疑させていただきたいという

ふうに思います。

まず、基金財源の話に移らせていただきますけれども、条例文には、一般会計歳入歳出予算より積み立てるというふうに書いてございます。民間からの寄附等はできないように設計されているのでしょうか。

○生活・文化部長（北岡寛之） 先ほどの検討会での報告の中でも、県費で基金を造成するとともに、県民や企業等からも寄附を受け入れることとしておりまして、今回の条例案でも寄附の受け入れを前提としております。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 例えば、いろいろ調べてみましたところ、基金を積み立てるところで広島県呉市がございまして、呉市の条文ですと、財源のところには、「寄附金、支援金等及び一般財源」という書かれ方をしております。明確にうたわれておるんですね。

一般からの寄附、事業者であったり、一個人でもいいんですけども、寄附金等を募るといっているのであれば、最初からきちっと明確にしておく必要があるというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○生活・文化部長（北岡寛之） 今回の条例案の作成に当たりましては他県の条例も参考にしたところがございますが、この条例案自体は基金の設置そのものについて規定するものであるとの観点から、寄附の受け入れや対象とする事業など、具体的な運用につきましては要綱等で規定することとしたものでございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 今、要綱という言葉をちょうだいいたしました。

ちょっとまとめてお話しさせていただきますと、今の現在というのは非常に厳しい経済状況下でございまして、例えば事業者であったり、一般の方々から寄附を募るよというときに、やはり寄附者、寄附行為者としては、これがどういうものに使われるのかというような明快な理由、明確な大義がなければなかなか渡しづらいという状況でございまして。

今のこの条例案、このままですと、やはり用途は不明確でございまして。先

ほど部長のおっしゃられておりましたように要綱をつけるというのであれば、これは一体整備、一体法制化していかないことには、この条例だけでは非常に片落ちであるというふうに私は考えます。

具体的にお話しさせていただきますと、今、先ほど、厳しい状況下と云いましたけれども、例えば、自分の会社が機械を一つ買うのに非常に苦勞しておる、悩んでおるといふ時代でございます。そういった中で、基盤がしっかりしていないからNPOに対して平常時の活動に支援してやってくれと、これ、ちょっとなじまないと思われないうまいでしょうか。

実際、機械を一つ買うことによってこの企業は頑張っている。しかし、その機械を買わずに、災害がいざ起こったときにボランティアがこれを使う、ボランティアの支援団体が今後伸びていくために寄附をしてくれということもおかしいと思いますし、例えば、今年その基金ができて、その基金を使った団体があるとして、例えばNPO栗野ボランティアというところが、ちょっとこうこういう理由でその基金を下さいと、そういう説明があったとして、このNPO法人栗野ボランティアが、10年後に災害が起こったときに実際残っているのか。もし残っていなかったときに、今もらった基金を返してくれというような話をするのか。話が戻りますけれども、そんな条例案に対して、一般の方々が、寄附行為をするのかということ、非常に疑問でございます。

国もNPOに対しましてはいろんな支援をしております。税法上の優遇措置、寄附行為をしたら、一定の要件を満たせば、寄附行為者に対して所得控除を受けられる。さらには、そもそも我が県でもNPOに対しましてはみえ県民力ビジョンの新しい豊かさ協創プロジェクト5番、施策番号21402ですけれども、NPOの自立した活動を支える基盤づくり事業というものを予算措置しております。事業名のとおり、NPOが自立した活動をしていただくことを支援するものです。ということは、自主自立を国や県で応援しておるのが現実でございます。

しかしながら、一方では、寄附等を受けやすくしましたよ、自主自立の活

動をしてくださいよと言っているのに対しまして、この基金条例では、平常時の災害救援に対することだけは助けますよ、支援しますよと言っているのは矛盾しておると思うんですけれども、ここに対して答弁をお願いしたいと思います。

○生活・文化部長（北岡寛之） 県としましてはNPOは協創の社会づくりの重要な主体であると考えているところでございますが、一方で、災害時におけるNPOの活動に関しましては、NPO自身がふだんの活動を災害時にどのように生かすことができるのか、まだ十分に認識できていないこと、それから、また、活動に必要な資金が十分に確保できないために、復旧期から復興期にかけての継続的な活動が困難であるということなど、現状ではNPOの特性が災害時に十分に生かされる状況にあるとは言えません。

このことから、NPOの自立に向けた取組とともに、災害に向けた活動に対する支援もまた必要であると考えているところでございます。

〔6番 栗野仁博議員登壇〕

○6番（栗野仁博） 今日には討議の場ではございませんので以上にさせていただきますけれども、多々腑に落ちない点がございます。

やはりNPOとの連携というのは大事ですけれども、そこに対する支援体制というのは、やはりみんなで協力をしてやっていくと。もちろん寄附というのも大事ですけれども、事災害時に関しては、やはりNPOに限った話ではなくて、みんなでやっていかなければならない。特にこの条例で見ますと、NPOであつたりボランティア団体であつたりというのに限定されています。極論ですけれども、株式会社でも別にボランティアしてもいいんです。ですので、ここの条例で妙な団体に縛ってしまうというのはいかかなものかというふうに思いますし、先ほど申しましたように少し腑に落ちない点もございますので、少し委員会で話をさせていただきまして、今後対応させていただきたいというふうに思っております。

時間が参りましたので、質疑を終了させていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 15番 森野真治議員。

〔15番 森野真治議員登壇・拍手〕

○15番（森野真治） 新政みえの森野真治でございます。

私からは、議案第1号、平成24年度三重県一般会計予算につきまして、小中学校給与・旅費システムに関連しまして質問をさせていただきたいと思っております。

小・中学校の給与・旅費システムということで運用がされておるわけでございますけれども、そのシステムの通信回線について、先日の議案聴取会におきまして報告第13号ということで契約の報告があり、これに対しまして、我が派の三谷議員のほうから2億1000万円程度の金額についてただしたということがございました。

これにつきまして、その場におきまして、これまでは約3億円かかっていたものが2億円になる計算になるということでございまして、そのような答弁であったわけでございますけれども、このシステム回線利用契約ということで2億1000万円近い金額というのは少し素人目に考えていかにも高いのかなという部分も思いましたので、質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、この小中学校給与・旅費システムのネットワーク通信の利用契約の具体的な内容につきまして、少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○教育長（真伏秀樹） この小中学校給与・旅費システムでございますけれども、小・中学校の給与ですとか旅費事務を効率的に行おうということで、平成17年度にケーブルテレビ会社が提供いたします通信回線を利用した形でのネットワークシステムということで構築をしたものでございます。

内容的には、県内の公立の小・中学校、それと市町等教育委員会、588カ所ありますけれども、そこに設置をいたしました旅費・給与システムの端末と県庁内に設置をいたしておりますサーバーとを結ぶような形でございます。

この通信回線なんですけれども、平成17年度に実施をいたしましたネットワークの構築の契約のときに、その条件として、一つは株式会社ZTVを幹

事社といたします県内のケーブルテレビの回線を利用するという、また、もう一つは、その回線利用料につきましては、当時のNTTの閉域回線サービスでございますフレッツ網の金額を参考にいたしまして、年間の上限を6500万円という形で、その範囲内で契約をしようということで契約をずっと進めてきたものでございます。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） 県内にあります小・中学校588拠点、教育委員会も含めて、それぞれ専用回線で県のサーバーへ結んで、給与とか旅費のデータを集約する、ほかにも機能も、グループウェア的な機能もあるようには聞いておるんですけども、そのためのネットワークの部分ですね。

それで、システムの端末とかサーバーとかも含まれているのであれば2億円といってもびっくりはしないんですけども、このネットワークのいわゆる回線使用料ですよ、これだけで2億1000万円、つまり、588拠点、5年12カ月で割りますと、月約6000円が1本の回線当たりかかっているということですね。月6000円1本の回線というと、普通我々でもインターネットの回線等は家にも引いたりしておると思うんですけども、いかにも高いかなというふうに思うのがまず一つですね。

平成18年の当初の時点でありましたが、まだそんなにシステム化も各自自治体も進んでいなかった部分、あるいは、市町村合併等で流動的やった部分とか、いろんなことがあるので、こういう各学校と県とをそれぞれ結ばなければならなかったという事情があったかなというのは理解できなくもないんです。

ただ、今、現在に至って、もう各市町では、市町の教育委員会と各小・中学校というのはほとんど、庁内LANといいますか、それで結ばれていると思うんですね。これを使わせていただいてネットワークを再構築するということをどうして考えなかったのかなというふうに疑問に思います。

例えばそれを使わせていただいたら、各市町単位ですべて出口が1本にできますから、29本だけを県庁のサーバーへつなげば済むわけですね。そうす

ると、588本が29本になるということは20分の1で済みますから、2億1000万円必要だというのは1000万円で済むということになります。大変大きな差だと思います。

これについて、今回のこの更新に当たって、5年間の長期の契約ということはやはり経費を節減しようという意識が当然あったんだろうというふうには思いますけれども、そのもう一つの選択肢としてこういうことをどうして考えられたのか、あるいは何かこれができない理由があったのか、御答弁いただければと思います。

○教育長（真伏秀樹） まず、平成24年度の契約に当たってなんですけれども、おっしゃるように、ランニングコスト、結構大きな比重を占めていますので、少しでもその低減が図れないかということでいろいろ検討してまいりました。その中で、今のシステムのほうは、先ほど申し上げたように、ZTVの回線を使うということとか、上限金額を決められている中でずっと契約してきておりますので、まず、システムを一からごろっとやり直すということであれば契約をすべて見直すことはできるんですけれども、そうでなければ、基本的には今までの契約を更新していくといたしますか、そういう状況になります。

少しでも回線利用料を下げられないかということで、ZTV側といろいろ、交渉といたしますか、調整をさせていただいて、今まで単年度契約でずっと来たんですけれども、5年にすれば相当の割引ができるということがありましたので、じゃ、5年契約に今回からやろうじゃないかということで、平成24年から28年の5年契約として結んだことになります。

それで、その結果として、単純に5年分を計算すると3億200万円ぐらいになるんですけれども、今回5年契約にすることによって2億900万円ぐらいになったということで、5年間で9200万円ほどの節減が図られたというところでございます。

それで、今の、御指摘のございました市町のほうとの関係なんですけれども、当然、三重県と市町との間のネットワークの回線を接続しようということになりますと、当然、まず市町そのネットワークに応じたサーバーです

とか、それから、ファイアウォール等の機器、それを市町のほうに設置する必要が出てまいります。

それと、あわせて、県と市町のネットワーク回線を接続するに当たりましては、相互に接続するためのセキュリティー上の問題が生じないように、それぞれ状況を調査いたしまして、接続が可能かどうかという判断が必要だろうということで、もし現時点でネットワークの再構築を行うということになりますと、そうした新たなインシャルコストがかかってくるということになりますので、そういう意味でセキュリティー上の問題もありますので、現行のシステムを当分、5年間は使おうということで考えたわけでございます。

今のシステムのほうですけれども、ネットワーク機器の更新のほうが平成28年度まででございますので、その28年度に改めてまたこのシステムを再構築しなきゃいけないと思っておりますので、その際には今のシステムを前提にするのではなく、あらゆる可能性といいますか、ゼロベースで見直しをした上で新しいシステムとして構築をしていきたいというふうに考えております。

〔15番 森野真治議員登壇〕

○15番（森野真治） このシステムは、クライアントサーバーみたいな、要はプログラムのシステム自身とネットワークというのは一体のものなんですか。別々にはできないという契約になっておるんですか。なるほど。わかりました。

そういう契約上の縛りがあったということであれば少しわからんこともない部分もあるんですが、それでもやはり、知事も非常事態やということで職員の給与までカットしようという事態でありますので、そういう事情も説明して、さっきからサーバーを置いて何やかんやとおっしゃっていますけれども、中をすつと通っていただけですから、そんなにめっちゃめっちゃ大変なことではないというふうに思うんです。

道路でいいましたら、市道とか県道とかがあって、学校から教育委員会に行くのに市道を通ったり県道を通ったりしていくみたいなもので、それはで

きることやというふうに思いますので、もうちょっと、そういうときですから、お金が余裕があって、こういうことがケーブルテレビの振興のために必要やという目的があるとか、そういうことならいいんですけども、こういう財政状況ですからもうちょっと考えていただきたかったなという感想だけ言わせていただいて終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（中村進一） 以上で、議案第1号から議案第74号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○副議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第74号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
20	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例案
23	三重県部制条例案
24	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
25	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
30	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

5 6	包括外部監査契約について
6 5	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
6 7	調停の申請について
6 8	「みえ県民力ビジョン」及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定について
6 9	三重県新エネルギービジョンの策定について
7 0	「 ^{うま} 美し国おこし・三重」三重県基本計画の変更について

防災農水商工常任委員会

議案番号	件 名
5 5	三重県災害対策本部に関する条例の一部を改正する条例案
7 3	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定について
7 4	三重県観光振興基本計画の策定について

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
2 1	水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例案
4 4	三重県立自然公園条例及び三重県自然環境保全条例の一部を改正する条例案
4 5	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
6 6	財産の取得について
7 1	三重県環境基本計画の策定について

7 2	三重の森林づくり基本計画の変更について
-----	---------------------

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
4 1	認定こども園の認定基準等に関する条例の一部を改正する条例案
4 2	三重県立草の実りハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案
4 3	三重県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例案

県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
4 6	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
4 7	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
2 2	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例案
4 8	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
4 9	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
5 0	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
5 1	三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例案
5 4	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
1	平成24年度三重県一般会計予算
2	平成24年度三重県県債管理特別会計予算
3	平成24年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
4	平成24年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
5	平成24年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算
6	平成24年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
7	平成24年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
8	平成24年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
9	平成24年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
10	平成24年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
11	平成24年度三重県港湾整備事業特別会計予算
12	平成24年度三重県流域下水道事業特別会計予算
13	平成24年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算
14	平成24年度三重県水道事業会計予算
15	平成24年度三重県工業用水道事業会計予算
16	平成24年度三重県電気事業会計予算
17	平成24年度三重県病院事業会計予算

1 8	三重県南部地域活性化基金条例案
1 9	三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金条例案
2 6	副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
2 7	三重県職員退職手当支給条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
2 8	語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
2 9	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
3 1	三重県特別会計条例の一部を改正する条例案
3 2	三重県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
3 3	三重県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
3 4	三重県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
3 5	三重県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例案
3 7	三重県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 9	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
4 0	三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例案
5 2	三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
5 3	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案

57	防災関係建設事業に対する市町等の負担について
58	林道関係建設事業に対する市町の負担について
59	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
60	土木関係建設事業に対する市町の負担について
61	北勢沿岸流域下水道（北部処理区）維持管理等に要する費用の市町負担の改定について
62	北勢沿岸流域下水道（南部処理区）維持管理等に要する費用の市負担の改定について
63	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）維持管理等に要する費用の市負担の改定について
64	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）維持管理等に要する費用の市町負担の改定について

○副議長（中村進一） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（中村進一） お諮りいたします。明22日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中村進一） 御異議なしと認め、明22日は休会とすることに決定いたしました。

2月23日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時23分散会